はじめに

昨年、政治の世界では政権交代が行われ、「コンクリートから人へ」というスローガンが掲げられ、日本の国家予算及び社会保障のあり方の大幅な見直しが行われようとしています。そして、「障害者自立支援法」を廃案にして、「障がい者総合福祉法」という、新たな法律に変わることを前提とした議論が始まっています。

このような時代背景の中、本研究は「相談支援」という定義が不十分なために、起こっている現場の混乱や誤解を少しでも解消し、障害者の地域生活を今まで以上に促進することを大きな目標としています。そして、相談支援事業により社会資源を効率かつ効果的に、支援を必要にしている人々へ届ける実践の積み上げを数値化し、地域自立支援協議会を通じて活性化していくことに主眼が置かれています。ひと言でいえば、わかりにくい「相談支援」というものを、わかりやすくすることで、より多くの人々を巻き込み、障害のある人だけの特別な問題にしないということかもしれません。

一方、障害者の権利条約にあるように、「障害」を障害のある人の自己責任（医学モデル）とはせず、社会全体の責任として捉える「障害」の「社会モデル」を具体的に実践していくには、地域自立支援協議会の活動が極めて重要と思われます。法律が変わり協議会の名称を変更するようなことがあっても、地域自立支援協議会の本質的な役割は、地域で誰かが担っていかなければならない重要な取り組みです。

そのため、今後障害者福祉が変わっていくことに対して、敏感ではなければならないものの、今までの取り組みを継続していくことは、どの地域においても普遍的なものと考えられます。「相談」という密室性が高く、その効果がわかりにくいために生じた差をどうするか。現状は、その差を埋めるため第三者と協議しようとしても、エビデンスが弱く協議が散漫になってしまいます。本来ならば、国からの強いメッセージや地域の自主性による活動が求められるのでしょうが、現在の情勢からいえば、早期にその指示や方向性が示されることは、困難な状況と推測できます。

そこで本研究事業は、現在までの相談支援事業を整理し、**ローカルルール（地域特性に配慮した、相談支援事業に関する統一した実績項目や目標値）**を作成することで、相談支援事業、自立支援協議会が何を目指していくのかを、明らかにしようとしています。本報告書の流れは以下のようです。

第１部では、研究概要と検討委員会、専門委員会の議論の内容を記載しています。第２部では、相談支援事業検証（評価）指標の開発に関する研究事業について、ガイドライン等を記載しています。また、第３部では、ケアマネジメント様式（サービス利用作成費に関する書式一式）の開発に関する研究事業について、ケアマネジメント様式も含めて記載しています。

本論において報告されている内容は、不十分な点も多々あろうかと存じます。しかし、相談支援事業の有効性を少しでも明確にし、その効果を多くの人に知らしめていくための、一石は投じられたのではないかと考えています。今後、相談支援事業の質的向上を図るためには、外部による検証（評価）が必要不可欠であるということは、本論でも確認されています。よって、本報告書を日々の実戦の参考にしていただきながら、さまざまなご指摘や批判を頂戴できればと考えております。

最後に、昨年度の研究事業から、多くの方々のご協力により、研究成果を本報告書にまとめることができました。ここに深く感謝いたし、全国の地域自立支援協議会が少しでも活性化することに、お役立ていただけることを願っております。

平成２１年度研究謝辞に代えて
ＮＰＯ法人
埼玉県障害者相談支援専門員協会
代表　菊本圭一

目次

はじめに

Ⅰ　研究事業概要
1．研究目的と方法 5
2．検討委員会、専門委員会の設置、運営 7
3．検討委員会、専門委員会の検討経過 9

Ⅱ　相談支援事業検証（評価）指標の開発に関する研究事業
1．相談支援事業検証（評価）ガイドラインの必要性と使い方 13
2．調査概要 18
3．相談支援事業検証（評価）ガイドライン一覧表 20
4．相談支援事業検証（評価）ガイドライン項目の説明 23
5．相談支援事業検証（評価）ガイドライン報告様式案 38
6．ミラクルＱを活用しての数字の読み方 44
7．まとめ 45

Ⅲ　ケアマネジメント様式（サービス利用作成費に関する書式一式）の開発に関する研究
1．調査概要及び様式案 47
2．まとめ 56

【資料】
議事録要約 57
相談支援事業検証（評価）指標項目調査票 64
ミラクルＱ 65
ミラクルＱASP 67
検討委員、専門委員名簿 71

Ⅰ研究事業概要

１．研究目的と方法

（１）研究目的

障害者自立支援法の成立により、共生社会の実現を目標とした地域づくりは、地域自立支援協議会（以下、協議会）を中心に展開することになります。相談支援体制の整備についても、事業の実施主体である行政（市町村）と実践主体である相談支援事業所（以下､事業所）の２者関係ではなく、当事者や地域住民、その他関係機関も含めた協議会で行われることが、その中立性・公平性を担保するうえでとても重要なことであるといえます。しかし､「どのように検討すればよいのか？」という声も多く、実際の地域で混乱が生じているため、協議会での議論のあり方が問われています。本研究では、協議会で相談支援のあり方が活発に議論され、地域の実状に即した相談支援体制の整備が促進されるように、相談支援事業の検証（評価）に焦点を当てることとします。しかし、事業所の役割や位置づけが､各地域で微妙に異なることや相談支援の定義が曖昧なことが､事業検証（評価）を困難にしている要因と考えられます。このようにわかりにくく､見えにくい相談支援事業を、様々な立場の人が参加する協議会で検証（評価）検討するためには、その事業実態を可視化することが重要であると考えます。そこで本研究では、相談支援事業を可視化するための指標として、相談支援事業検証（評価）ガイドライン及び実績報告書様式の開発を目的としました。

（２）研究方法

相談支援事業を量的･質的側面から検証（評価）するため､次のような方法で指標開発を行いました。

①相談支援事業検証（評価）ガイドラインの開発

埼玉県障害者相談支援専門員協会では、相談支援の統計データを集約して、協議会の基礎的な検討資料とするため、平成２０年度障害保健福祉研究事業で、相談支援業務統計ソフト「ミラクルＱ」を開発しました。本研究では、このソフトを活用することで、相談業務の統計データの活用と協議会への報告のポイントなどをガイドラインとして提示します。検討に当たっては､数値化されたデータの細部にとらわれることで、事業の全体像を見失わないよう、図１にあるような実際の相談支援過程を共通基盤としました。ミラクルＱもこの過程に沿って項目設定をしているので、この一連の過程を数値化された統計データとして捉えることで、相談支援の実態から離れることなく可視化できると考えます。

相談支援事業におけるワークフローイメージ

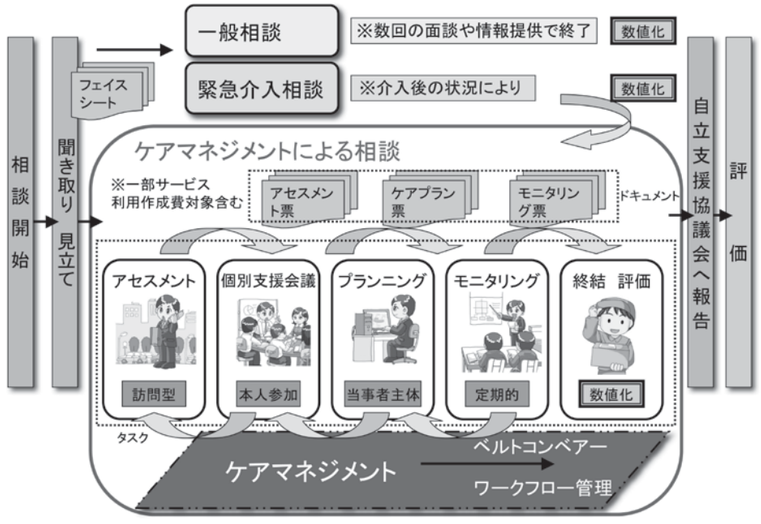

図１　相談支援の展開過程（継続・中断・終了の転帰含む、ワークフロー）

②ケアマネジメント様式の開発

各地域で工夫された様々な様式を収集し分析することとしました。その際、とかくアセスメントやケア計画の部分に焦点が当たりがちなので、モニタリングや終結段階も含めた支援過程全体を視野に入れることに留意しました。また、ここでは各地域の取り組みを尊重し、様式の統一化を目標とするのではなく、最低限必要な項目を網羅した様式案を示すことに留めました。すでに様式を持っている地域が改訂する場合や新たに様式を検討する地域の参考として活用されることを想定しました。

これまで述べたように公的相談支援体制を整備するためには、その中立性・公平性を担保する必要があり、より客観的な検証（評価）を行うことが重要となります。しかし、数値にとらわれすぎて、障害者の生活実態から離れることは本末転倒であり、必ず事例に立ち返って、個別性を大切に議論する姿勢を持つことが求められます。このような視点を大切にしたうえで、協議会において量と質の両面から事業検証（評価）を行い、地域特性を考慮して相談支援体制を構築することが望まれます。本研究における検証（評価）指標の開発によって、見えにくい相談支援事業の可視化が図られ、協議会での議論の活性化につながると考えます。

２．検討委員会・専門委員会の開催

検討委員会・専門委員会の開催は以下の通りに行いました。以下、時系列で検討内容も含めて記載します。なお、詳細な議事録は資料編をご覧ください。

第１回検討委員会

日　時：平成 21 年 7 月 26 日（日）13:30 ～ 17:00
場　所：戸山サンライズ
議　題：・事業の趣旨説明およびタイムスケジュールについて
・報告様式作成について
・サービス利用計画作成費に関する書式一式について
・今後の会議日程について

第１回専門委員会

日　時：平成 21 年 9 月 12 日（土）13:30 ～ 17:00
場　所：東洋大学朝霞キャンパス
議　題：・ケアマネジメント様式（サービス利用計画作成費に関する書式一式）について
・事業検証（評価）指標について

第２回専門委員会

日　時：平成 21 年 10 月 17 日（土）13:30 ～ 17:00
場　所：東洋大学朝霞キャンパス
議　題：・ケアマネジメント様式（サービス利用計画作成費に関する書式一式）について
・報告様式作成について
・パイロット調査結果及び先進地へのヒアリング調査について

第３回専門委員会

日　時：平成 21 年 11 月 29 日（日）10:00 ～ 12:30
場　所：戸山サンライズ
議　題：・ケアマネジメント様式（サービス利用計画作成費に関する書式一式）について
・事業検証（評価）指標の項目の検討について
・先進地へのヒアリング調査について

第２回検討委員会

日　時：平成 20 年 11 月 29 日（日）13:30 ～ 17:00
場　所：戸山サンライズ
議　題：・専門委員会の検討経過と達成について
・ケアマネジメント様式（サービス利用計画作成費に関する書式一式）について
・事業検証（評価）指標の項目の検討について
・今後の会議日程について

第４回専門委員会

日　時：平成 22 年 1 月 11 日（土）13:30 ～ 17:00
場　所：東洋大学朝霞キャンパス
議　題：・事業検証（評価）指標の項目の検討について
　　・ヒアリング調査について
　　・報告書について

第５回専門委員会

日　時：平成 21 年 2 月 13 日（土）11:00 ～ 13:00
場　所：東上パールビルヂング
議　題：・事業検証（評価）指標の項目について
　　・報告書の役割分担について

第３回検討委員会

日　時：平成 21 年 2 月 13 日（土）14:00 ～ 17:00
場　所：東上パールビルヂング
議　題：・専門委員会の検討経過と達成状況について
　　・事業検証（評価）指標の項目について
　　・報告書について

３．検討委員会・専門委員会をとおしての検討経過

今回の研究事業は、前回（平成 20 年度）事業で開発した「ミラクルＱ」の成果物を踏まえ、一歩踏み込み「相談支援事業検証（評価）指標」を開発することにありました。今回の検討経過を報告するにあたり、前回研究事業での検討経過が不可欠であるためその概略も報告します。

（１）前年度（平成 20 年度）事業での検討

前年度の専門委員会では「相談支援」「検証（評価）」などの抽象的な事柄について、現場レベルからその実践に有意義な問いかけを行い、またその問いに大きく揺れながら行きつ戻りつ実践的な立場で検討を行いました。またその揺れは検討委員会で共有され、より高い次元で検討が深められ整理されていきました。

まず一番大きな検討は“相談支援”という多種多様な支援行為に対して、どのように共通項を明らかにしていくかという検討作業の軸の検討でありました。紆余曲折ではありましたが次のような問いを行いました。①明らかにするものは“相談支援の実際”なのかそれとも“相談支援を担う相談支援従事者の業務”なのか？ということです。そしてその検討の流れのなかで当然のことながら付随し、いくつかの検討を行ったが主なものは次のようなものです。そもそも②地域支援における“当事者”とはいったい誰のことを指すのだろうか？　③明らかにしたい実績は“行政がほしいデータ”なのか“相談支援事業所がほしいデータ”なのか？　④どこまで細かなデータが必要なのか？　⑤地域支援における新たな意味ある関わりのデータとは何か？　というものでした。

以下、５つの事項についてその経過を整理し、報告を行いました。

①明らかにするものは「相談支援の実際」なのか「相談支援従事者の業務」なのか？

前回の研究では、相談支援事業に対する質の検証（評価）の検討を行うために、相談支援事業の報告書様式の検討と業務ソフト及び活用マニュアルの作成を行うというのが大きな軸でした。

まず初回の専門委員会においてまずそれぞれの委員が思い描いている“相談支援”についてのイメージを確認するために、一般的な“相談事例の流れ”とそれに対応する“相談支援従事者”を確認する検討を行いました。これは相談の入口から、相談支援従事者の対応を支援の流れに沿って見ようとするものでした。

この検討は、次第にこの研究の根幹を担う次の問いを明らかにしました。それはこの研究で明らかにしようとしているものが何なのかという素朴な問いかけでした。それは「相談支援そのものの実際」なのか、それとも「相談支援を行う相談支援従事者の業務」のことなのかという問いでした。結果的に両者は密接な関係があるが、今回明らかにしようとしているものは後者であることが確認されました。そしてそれは相談支援従事者の支援の記録である「業務日報」を把握するという結論に至りました。

この検討は、ソフト開発の主軸となるスタンス確認を行うと共に、以下②～⑤のような深い問いを生み出しました。また業務日報という切り口をもったことは、“予定（見立て）”→“行動（実践）”→“成果（実績）”、そして“検証（評価）”という一連の流れをとらえることを可能にする結果になりました。

②地域支援における“当事者”とはいったい誰のことを指すのだろうか？

相談支援の流れを検討する中で、地域支援における“当事者とはいったい誰のことを指すのだろ

うか？という検討を行いました。従来の”施設中心“また”はじめに“障害ありき”という視点からは当然、身体・知的・精神に障害のある“障害当事者（本人）”ということになります。少し広げても“家族”どまりです。もちろん地域支援においても障害当事者（本人）及びその家族が当事者であることについての異論はないでしょう。しかし「地域支援では、それらの当事者以外の人達（市民）からの相談も少なからずあり、本人が登場するにはまだ時間を要する、あるいは本人が自ら登場できるよういかに支援を行うかが重要な相談支援となる事例“の紹介などの検討を行いました。この検討は従来の支援が“顕在化しすでに障害当事者本人が登場している事例（すでにケースになっている者)”への支援という“受け身の支援”に留まっていたことを示すエピソードとして整理されました。これからの地域ベースの相談支援、“潜在的ニーズを抱える事例”に対しても積極的に地域で生活する市民に対して責任をもつことの重要性が議論されました。「単に障害者への支援という枠を越えて“市民の役に立つ”支援をめざす！ だから市民からも検証（評価）される相談支援になるのだ」と。これらの検討は、いわば地域で相談支援活動を担う相談支援従事者のスタンスを問い、確認する検討になりました。

この検討は、障害当事者以外の人も対象としてカウントできるソフト開発への提言へとなりました。

③“行政がほしいデータ”なのか“相談支援事業所がほしいデータ”なのか？

アウトプットされるデータの切り口については次のような検討を行いました。特に焦点は“数値データ”と“記述データ”についてでした。専門委員会・検討委員会の両委員会には、行政関係の委員もおり、「行政として良い相談支援を行っている事業所を検証（評価）しサポートしたい。しかし行政的に財政担当部署等との調整を図る際には必ず何らかの数値で示すことが求められます。その際に有効な数値データがアウトプットされるものがほしい」という意向が示されました。一方相談支援事業者の委員からは、「実際の相談支援では、大変な時間と労力を要する事例等も１件、短時間で軽微な事例も１件とカウントされるのではたまらない。そういうことになれば相談支援事業者が社会的に必要な事例（大変な時間と労力を要する等）を放置し、軽微な事例ばかりで件数稼ぎをするのではないか」という懸念と「自分たちは利用者の相談支援に直接役立つデータ（記述データ）がほしい」という意向が示されました。

この検討は、行政的に検証（評価）されるために“意味ある数値データ”が必要である一方、実際の“相談支援に有効な記述データ”の必要性を明らかにしました。それはその地域や事業所でカスタマイズできるソフト開発への提言へとなりました。

④どこまで細かなデータが必要なのか？

この検討は一連の検討のなかでたびたび繰り返し検討されたものです。全体をとおしてややもすれば専門委員会全体が熱くなり、「あれもこれもデータがほしい」と検討を行うたびに「現場で業務をこなしながらの入力は大変。現場で使ってくれなければいくら良いソフトを作っても意味がない」と修正をかけながら、より現実的な実績データについて検討を行いました。

特にデータ入力画面では、シンプルにかつわかりやすく、しかも的を得るという三兎をねらった質のたかい検討を行いました。

この検討は、③の検討と合わせ最小限で最大の効果をめざすソフト開発への提言へとなりました。

⑤地域支援における新たな意味ある関わりのデータとは何か？

この検討は、最終的な総仕上げとして検討されたものです。①を軸にして、②～④までの検討を行ってきたが、最終的に出てきたものが従来と同じ「“～障害者に、・・・の支援を、何件行った」というものでは、いつまでも特別な存在としての障害者支援であり、地域生活をする”市民としての障害者支援“にはならないのではないだろうか？」という問いへの検討です。

たとえば「(障害種別に関係なく）家庭での日常生活に困難のある市民に対して○○という介護サービス提供（調整）を、何件行った」あるいは「(障害種別に関係なく）社会生活上に困難がありながらも就労を希望している市民に対して○○という就労への働きかけを、何件行った」などのように、一般の市民から”なるほど、それはいい仕事をしていますね“と検証（評価）されるものにしていく必要があるということです。

この検討は、特別な障害者への支援ではなく、市民としての障害者の地域生活支援をサポートする実績へのデータ出力をするソフト開発への提言へとなりました。

（２）今回の研究事業での検討経過

前回とほぼ同じ構成員であったが、検討はさらに行きつ戻りつするなかで改めて「相談支援」のとらえ方の難しさ、「相談支援事業」の検証（評価）指標を開発する難しさを痛感する検討経過となりました。委員会では多方面から検討を行ったが主な検討のみを報告します。

①「相談支援事業」の検証（評価）指標を開発する難しさ

何を検証（評価）するのか？検証（評価）すべき対象は“事業”なのか、“事業所”なのか、“相談の質”なのか、“利用者の満足度”なのか、“相談支援専門員の質”なのか？検討の結果、全国レベルでの共通の指標を目指す一方、それはいろいろな地域事情、体制等の違いがありすぎて、現時点で単純に指標化することは困難なのではないかということになりました。

いくつかの切り口について検討を行いました。

ａ事業所が担っている役割後の違い

・委託、あるいは指定

・行政の考え方

・事業所数（キャッチメントエリア）

・それぞれの事業所の背景

ｂ数値化で実績をとらえる困難性

・同じ１件の重み（例えば単純な支援と複雑な支援が同カウント）

②「相談支援」のとらえ方の難しさ

改めて“相談支援”の捉え方が人により様々である現状が浮かび上がってきました。それは委員会レベルでも現在行われている相談支援の実態だけでなく、その背景となる支援哲学的なものまで微妙に相違があります。まして全国の相談支援従事者においては相当な開きがあることが予想されます。

ａ「相談支援」と「ケアマネジメント」の整理

・両者の定義が未整理

・その中で“相談支援の社会化”が行われている混乱した現状

ｂ困難事例といわれるものの整理

・困難事例の定義が未整理
・支援者側の捉え方が基準

c 集結についての整理
・終結の定義が未整理

③「相談支援事業検証（評価）指標」の検討

a 相談（件数・内容・頻度・対応別等）
b 属性
c 相談経路
d 相談方法
e 地域自立支援協議会へつながる活動
f 専門性向上の取り組み
g ケアマネジメント

④調査

（3）まとめ

よりよい相談支援体制を整備するにはどうすべきか、そのためには相談支援の実態を“ガラス張り”にするツールが必要でした。それが前回の研究事業成果物である「ミラクルQ」です。そして事業所が「ミラクルQ」を使って、そのデータを地域自立支援協議会に報告し、その報告を活用して相談支援体制を整えていくというシナリオがありました。

そのためには次の段階として共通の「相談支援事業検証（評価）指標」が必要でした。その検討が今回の研究事業ターゲットです。しかし改めて地域の変数の多さに戸惑うことにもなりました。今回の成果物である検証（評価）指標は、未整理な点も多いものの現時点での当委員会での到達点です。

なお今回の研究事業では、調査について時間的な制約もあり十分な時間かけることができませんでした。今後さらに詳細な調査および検討が必要になると思います。

Ⅱ相談支援事業検証（評価）指標の開発に関する研究事業

１．相談支援事業検証（評価）ガイドラインの必要性と使い方

（1）相談支援事業の歩み

障害者の相談支援事業が創設されて、約２０年が経とうとしています。最初に平成２年に心身障害児（者）地域療育拠点施設事業が創設され、平成８年には、地域療育等支援事業、市町村障害者生活支援事業（身体障害）、精神障害者地域生活支援事業（精神障害）が相次いで始まり、３障害の相談支援事業の体制が整いました。また、障害者ケアマネジメント体制整備モデル事業も開始され、相談支援事業がしっかりと国の事業として位置づけられました。

そして、平成１８年度の障害者自立支援法において、相談支援事業は地域生活支援事業に位置づけられ、市町村における必須事業として現在を迎えています。また、地域自立支援協議会が生まれ、相談支援事業をバックアップするシステム作りも考案され、地域自立支援協議会への期待は高まるばかりといえるのではないでしょうか。

（2）「行政（市町村）・相談支援事業所・地域自立支援協議会」の３者関係による検証・評価

障害者自立支援法の成立により、地域における相談支援のあり方を見直すきっかけとなり、これまでの行政を中心とした相談支援から、民間事業所への委託も含めた官民協働による新たな公的相談支援体制の構築が求められました。障害者のニーズに見合った支援を提供するためには、より良い相談支援体制を整備することが、今後の大きな地域課題であるといえます。そして、その課題への取り組みは、実施主体である行政（市町村）と実践主体である相談支援事業所（以下、事業所）の２者関係で行われるのではなく、当事者や地域住民、その他関係機関も含めた地域自立支援協議会で行うことになります。協議会という開かれた場で議論することは、公的相談支援に求められる「中立性」・「公平性」を担保するうえで重要なことであるといえます。

（3）相談支援事業の現状

しかし現状では、その期待に応えるための相談支援事業が各地で展開され、地域自立支援協議会と共に発展しているのかという、実態確認や効果を検証するための手だてが乏しい現状にあります。なぜならば、「相談支援」というものの定義がはっきりとしておらず、実践の活動場面も非常に密室性が高いことや、事業実績を把握するための統一された指標（基準）が存在しなかったことが、大きな原因と考えられます。そのため、相談支援事業の実績収集が地域任せになっており、市町村や地域自立支援協議会に実績を報告し、現状分析等を行う上で混乱が生じています。また、相談支援の実態について、地域差の把握や相談事業所ごとの検証（評価）・比較等を行うためのデータの収集についても、統一的な指標（基準）が存在しないために、客観的な検証（評価）・比較が担保されていない状況にあります。

（4）検証や評価するための指標の必要性

これまでの相談支援は、行政も含めた地域の各機関で対処してきましたが、その検証（評価）は各所に任され、地域全体でその活動を検証（評価）し、客観的な視点から検討する機会はありませんでした。今後は自立支援協議会にその役割を担うことが期待されており、検討の基盤とするため

事業所活動の共有が求められます。そのためには、事業所が自分たちの活動を、協議会に報告する工夫として、相談支援事業の可視化が必要となるでしょう。具体的には業務統計を整備することであり、活動の可視化は相談支援事業の公的責任を果たすうえで必須といえます。埼玉県障害者相談支援専門員協会では、相談支援の統計データを集約して、協議会の基礎的な検討資料とするため、平成２０年度障害保健福祉研究事業で、相談支援業務統計ソフト「ミラクルQ」を開発しました。本研究では、昨年度の成果を踏まえ、このソフトを活用した検証（評価）の枠組みを検討することで、協議会における議論が活性化することをねらいとしています。

よって、本研究事業はこうした問題を克服するために、相談支援事業の実態を明らかにしていきながら、地域自立支援協議会への報告指標等を示し、相談支援事業の検証や評価に結びつければ、地域自立支援協議会の活性化を図ることができないかと考えました。つまり、**本研究事業はわかりにくい「相談支援」を、わかりやすくするための取組**と言い換えることができるかもしれません。指標に基づき抽出されたデータは、各地域の障害福祉計画の検討委員会や自立支援協議会において実行性ある議論につなげられる可能性が高く、地域福祉分野等への波及効果も期待ができることになります。

（５）検証や評価に期待する効果

前年度は、本事業を活用し、統一指標（基準）による集計ソフト（ミラクルQ）・マニュアル等を作成し、全国の地方自治体や指定相談支援事業所等へ配布したことにより、自立支援協議会の活性化を図る準備が整いました。今年度は、そのソフト（ミラクルQ）を活用することで得られた数値を基に、各自立支援協議会が相談支援事業を検証（評価）するための基準やルールを作成し、ソフト導入の追い風になる取組と期待できます。

一方、相談支援事業の実績報告書の様式を再考し、自立支援法の理念である三障害一元化や障害の捉え方と同様、障害種別に着目した報告書様式から、生活課題に着目した様式へと変更し、自立支援協議会での議論に耐えうるものも必要と考えられます。よって、本研究が評価や検証のための基準作成につながり、自立支援協議会や施策推進協議会等において、相談支援事業の体制を強化するための、有機的な議論につながるものと期待しています。

（６）都道府県自立支援協議会

都道府県自立支援協議会において、人材育成に関する取組が始まっています。いわゆる、都道府県自立支援協議会に「人材育成部会」などを設置し、都道府県が中心となって人材育成を行っていくというものです。そのためには、どのような人材を育成するかという理念づくりと実態把握に基づいたカリキュラムの検討が必要となります。相談支援専門員やその関係者に、どのような知識や技術を伝えればレベルアップしていくのかという、やりっ放しではなく、積み上がっていくような内容のものを行わなければなりません。

そのため、現在までのように明確な尺度がなく、行政監査程度によるものだけで、実態把握を終始していては、効果的に前に進むことができません。つまり、地域自立支援協議会において官民が協働し、都道府県レベルと市町村レベルでの相談支援事業に関する、**ローカルルール（地域特性に配慮した、相談支援事業に関する統一ルールや目標）**を作成し、それぞれに基づいた、体制構築を定期的に行われれば、人材育成を中心とした都道府県自立支援協議会の活性化にもつながるのではないかと思われます。また、都道府県自立支援協議会へ各地域の実態を吸い上げるシステムにも転用が効くと思われます。

（７）先行研究とこれから

このテーマの先行研究としては、平成２０年度障害保健福祉推進事業において、滋賀県の社会福祉法人オープンスペースれがーとによる「相談支援事業機能強化のための評価に関する調査研究事業」があります。この先行研究においては、「相談支援事業　自己評価マニュアル」が作成され、相談支援事業所や相談支援専門員の自己点検が行えるものとなっています。内容に関しては、「Ⅰ　個別ケースに対する相談支援の状況」「Ⅱ　地域全体をデザインする状況」「Ⅲ　事業諸運営の状況」の、三分野からアプローチされており、相談支援事業を詳細かつ広範囲に捉えています。全国の相談支援専門員の養成研修等において、有効に活用されることが期待されています。

しかしながら、相談支援事業の検証（評価）方法には、上記以外に以下のものも想定ができ、それぞれがまだまだ不十分かつ未開発で、効果的な実施方法が確立されているとはいえない現状にあります。

１　委託事業としての適正を評価（行政監査含む）
２　事業所が自ら行う、内部評価
３　地域自立支援協議会による、外部評価（第三者評価）
４　相談者によるユーザー評価
５　上記評価を総合的に勘案する総合評価

それゆえ、本研究テーマは、３による、外部評価につながるプロセスを重視しており、先行研究の内部評価と合わせることで、４のユーザー評価につながっていくものと考えています。そして、最も重要なことは、評価基準を地方自治体などによる行政だけで作成はせず、官民協働により作成することと考えています。**本研究を一方的に１の行政監査等に引用することは、相談支援事業を発展させることにはつながらず、官民協働による体制を大きく崩すことにつながります。**

したがって、本研究事業の大きな目的は、「相談支援」のわかりにくい事業効果を、地域自立支援協議会を中心とした関係者で広く共有していくということです。つまり、実績項目やカウントの仕方を数値化することで、「相談支援」の効果をわかりやすくしようとの前提に立ち、そのプロセスを重要視しています。実際には、地域自立支援協議会において、自分たちの地域における相談支援に関する体制を再考し、地域自立支援協議会による理念や**ローカルルール（地域特性に配慮した、相談支援事業に関する統一ルールや目標）**の基づいた実践により、地域自立支援協議会の活性化を目指しています。

（８）相談支援事業検証（評価）ガイドラインとミラクルQの活用方法

このように相談支援の多様な実態を踏まえると、その検証（評価）には一定の枠組みが必要であり、本研究では先に述べたミラクルQを活用し、相談支援事業を検証・評価するためのガイドラインを検討しました。相談支援事業は地域によって、その位置づけや役割などに差異はあっても、実際の支援過程は以下のような流れになると考えられます。

相談支援事業におけるワークフローイメージ

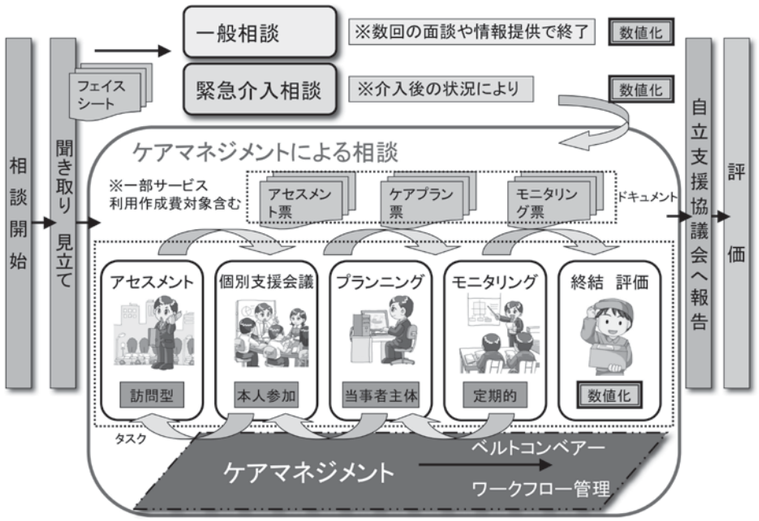

図１　相談支援の展開過程（継続・中断・終了の転帰含む、ワークフロー）

本書における「相談分類」

(1) 緊急相談
　早急な介入が必要で、生命の危機や財産保全などのため、警察や法律家等の協力により対応をする相談
(2) 一般相談
　相談内容がはっきりしており、ひとつの機関やサービスに繋ぐだけで終結に至るような対応をする相談
(3) ケアマネジメント（相談支援）による相談
　相談内容が複雑であったり、自分のニーズに気づかず、長期的な関わりによる対応をする相談

ミラクルＱでは、この過程に沿って項目が設定されています。つまり、どんな相談を受けて、どう判断し対応したのか、そして、その結果どうなったのか、この一連の過程を統計データとして数値化することにより、相談支援の実態を可視化し、協議会における基礎資料とするのがねらいとなります。このデータをもとに協議会で検証（評価）する際、留意すべき点を次のようにあげることができます。

①各地域における相談支援事業のあり方には、地域特性やこれまでの歴史などが絡み合い、現在の形やあり方が作られてきたことを最大限に尊重することが重要です。地域自立支援協議会において、その前提に立ちながら、「相談支援」のこれまでの検証や評価、今後のあり方などを議論し、「相談支援」を共有化することが最初の一歩となります。

相談支援事業検証（評価）フロー

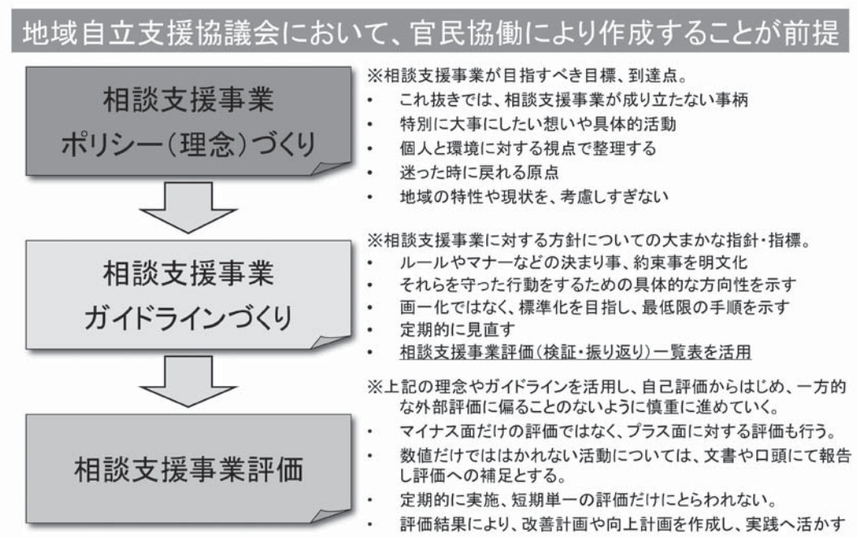

図２　相談支援事業検証（評価）フロー

②統計データの項目にとらわれ過ぎると、地域の全体像を見失うことも考えられるので、図１のような相談支援の展開過程を常に意識して、地域の全体状況との関連から個々のデータを見ることに留意する必要があります。

③行政は、とかく事業の量的な側面に目を向けて評価しがちになります。しかし、目指すべき目標は障害者の生活を支える体制づくりであることから、数値の背景にある事例の個別性や地域状況と関連させて検討する視点が重要となります。したがって、行政側には、相談支援事業が単に数量的な多寡で検証（評価）できるものではないという姿勢を持つことが求められます。

④事業所は、自分たちの支援のあり方を伝えるため、個々の事例が抱えるニーズを地域課題として集約し、協議会の場で共有できるように示す力量が必要とされます。このことは支援の質的な側面を第３者にわかるよう伝える表現力を持つと同時に、客観的なデータで示す努力が求められることになると考えられます。

公的相談支援体制を整備するためには、その中立性・公平性を担保するためにも、より客観的な検証（評価）を行うことは重要ですが、数値にとらわれすぎて、障害者の生活実態から離れることがないようにする必要があります。それには必ず、事例に立ち返って議論する姿勢を持つことが求められます。また、図２にあるように地域自立支援協議会で確認された相談支援のあり方や理念を議論の中心に位置づけることも重要となります。その作業により、量と質の両面から地域課題を抽出する作業につながり、相談支援の質の向上が図られることで、より良い地域作りへと展開することが期待できます。

次節ではこれまで述べた諸点をもとに、検討委員会、専門委員会で検討して作成した相談支援事業検証（評価）指標項目が実態と即しているのか、把握するために行った調査の概要を紹介いたします。

２．調査概要

（１）調査目的

本研究事業の検討委員会、専門委員会で検討した相談支援事業評価項目ガイドライン（案）の各項目、視点等の妥当性を検証するため、全国の 28 か所の相談支援事業所等（行政１か所を含む）への調査を実施しました。その結果をもとに、相談支援事業評価項目ガイドライン（案）の各項目の見直しを行いました。

（２）調査方法

22 の都県の 28 の相談支援事業所相談支援事業所等（行政１か所を含む）へ質問紙によるアンケート調査を実施しました。送付と回収方法は電子メールにて行いました。回収協力していただいた相談支援事業所等の都県、事業所数は以下の通りです。

表　調査対象

都道府県名	事業所数	都道府県名	事業所数
新潟県	2	三重県	1
埼玉県	1	滋賀県	2
千葉県	2	兵庫県	2
東京都	1	島根県	1
神奈川県	1	岡山県	1
山梨県	1	香川県	1
静岡県	1	愛媛県	2
石川県	1	福岡県	1
富山県	1	大分県	1
福井県	1	宮崎県	1
愛知県	1	沖縄県	1

（３）調査時期

本調査は平成 22 年 2 月 25 日から平成 22 年 3 月 5 日に行いました。

（４）調査結果

以上の調査より多数の指摘がありました。この調査結果から、相談支援事業検証（評価）ガイドラインの項目も修正を図りました。そして、その結果、作成したものが次節で紹介する相談支援事業検証（評価）ガイドラインとなります。

相談支援事業検証・振り返り（評価）ガイドラインに関する調査（一部抜粋）

「ガイドライン（案）」についてのご意見				
		項目や指標の設定に関するご意見 （着眼点） ・各項目は障害者相談支援事業の実態を表現するか。 ・項目のたてかたや名付けは適切か。 ・各項目を表現するための指標（報告項目）は適切か。	**項目をみる視点やポイントに関するご意見** （着眼点） ・視点やポイント設定のしかたは適切か。 ・視点・ポイントの内容を各報告項目から読み取ることができるか。 ・各項目の詳細な指標設定は適切か。	**項目の読み解きかたに関するご意見** （着眼点） ・「自立支援協議会における確認内容と方法」に関するご意見。 ・備考欄についてのコメントも含めお書きください。
Ⅰ	相談件数	障害種別の相談時間などがあれば、もっと実態が把握できるのではないか。 項目を相談数⇒相談件数で統一した方が良いのではないか。（発達障害（知的障害も）についてはインテーク時に手帳未所持や未診断の方も少なくない。種別に不明とあれば今後の展開や課題も見えやすい） 定義がいつも悩ましい。分類に相談員によりばらつきが出ている場合も見られる。 障害分類を行う場合、（難病の身体障害者や、発達障害の知的障害者など）どちらを優先するか等のマニュアル必要か? どれを「相談件数」として考えるか?明確な相談内容が無い場合も、話をする事が重要な場合も有る。それをどう受け止めるか? 3障害者区分が適切か?一人一障害の前提での統計処理が有効か?（発達障害、高次脳機能は診断区分で精神障害者手帳の対象、同じように他の障害も含めて併せ持つことも多い）	項目から視点の内容は読み取れないのではないか（児童期の課題、社会資源の不足） 他事業所との比較は行政に対して大きなデータとなる。 障害特性に寄って、捉え方が違う場合も有る。 発達障害や高次脳機能障害については、当該相談支援事業所で対応できているのか、他の専門機関と連携しているのかを見ることが必要。 他の事業所との比較という方法は効果的と思われる。 専門としてきた分野により、力点を置く部分が変化する傾向が見られる。 発達・高次は福祉サービス、社会資源がなく精神分野で引き受けることもあるが、対象者がそこに適応できる範囲内であり、専門的に対応する視点は必要。	社会資源の充足状況などは障害者プランとの整合性も考慮してもよいのではないか? 相談支援の定義を示す必要。実績数よりも相談の中身が大事。 仕事量に関しては、事務処理が訂正に表現できないこと、移動時間を表現できないことが課題。 質に関しては、報告事例として、できる限りケア会議（個別支援会議）の報告書にて報告している。重要な情報提供と認識しているがカウントしない相談件数をどのように処理すべきか。 発達の段階で捉えると、障害種別の欄に「その他」が必要。 件数のカウントの誤差を無くす工夫が必要。
Ⅱ	相談支援の普及	「相談支援の周知状況」or「有効な相談支援周知方法・活用方法」など。 この項目はいらないのではないか。 関係者及び事業所が利用者の利便性を常に意識していることは重要。広域体制の場合、対人口比は欠かせない。 事業所の相談体制が十分でないと、現状でも過労働状況が、周知により相談の対応が回らなくなるおそれがある。しかし、実績あげないと人は配置してくれないし・・・。 先ずは、何でも言えるという環境が必要かもしれない。それが出来てから、次の段階を考える。	新規相談者数の状況を把握することで、相談支援事業所の普及について把握できるのではないか? 相談支援事業所の所在場所にも大きく影響されると思われます。（施設内にあるのか、郊外にあるのか、市役所等の中にあるのか等） 認知、周知不足が認識でき、これも相談支援の確立に重要な要素であることが分かる内容が欲しい。	自立支援協議会を開催したとき、委員さんから、相談支援事業所の場所が分からないし見学したいと言う意見があり、相談支援事業所見学を行った。
Ⅲ	相談主旨の内訳	大事な項目だと思うが、主旨という言葉はわかりにくい。 （1）内訳を数値で把握する。の①は更に細分化されるのでしょうか。②の意味が少し分かりにくかったです。 依頼元とその希望する内容という意味?	主旨から求められる役割を推定することは難しいのではないか。 地域との連携が弱いということが表出し、取り組む体制作りに影響するものがあればよい。 ②紹介者として当事者につながるように依頼…という表現が、パッと想定しにくかった。	地域自立支援協議会へ、地域のニーズなどについて報告し安い。
Ⅳ	相談方法	障害種別でわけてもいいのでは?遠からず、地域の交通体制にもつながるのでは? 現状の分類とまったく同じであるため、異論はないが、⑥にあたる関係者を含めた会議の扱いが不明確。	訪問の場合、自宅とそれ以外（例えば、事業所,学校など）と分類できないか? 「⑤ﾒｰﾙ･FAX」では? ④に含まれてもいいが、メールがベターか。 年代で利用に差があるかも…特に聴覚障害。	①～⑥がそれぞれ多いとどういうことが想定されるのか?少ないとどういうことが想定されるのか? 「機動性の確認」の意味が不明瞭。 相談者属性によって数値に動きがあるだろうから、別立てでも良いかも。ただ、項目群が多いのは不適切。
Ⅴ	相談件数の内訳（内容別）	相談項目の内容は検討する必要がある。 難病の扱いが難しいかも。 現状では、難病の場合身体障害者手帳を取得されてから、相談に現れる。身障とのダブルカウント。	Ⅲとかぶらないか? 内容の分類ではどうしても主観は混入してしまう。	項目ごとの年度比較により、利用者（保護者）による各種制度の認知状況や社会情勢の変化が把握できるのではと思います。
Ⅵ	相談件数の内訳（頻度）	終結しないと繰り返しの違いが不明。 今まで、この部分まで分析できたいなかったのでとても有効だと思う。 「当事者課題からのケース」の意味がよく分かりませんでした。 「相談支援過程における件数とそれ以外の件数」の区別と、この項目による評価の方法が分かりませんでした。	地域の資源の格差がでる。 相談と地活（フリースペース）を併設している場合、精神的不安をフリーズベースへの相談するよう誘導している。	①～③が相談の受け方? 相談件数を示すのはいいが、数値には見えない相談支援の中身を協議会に報告する方法を考える必要を感じる。 ①②③の分類があると、地域自立支援協議会で、相談件数だけではない評価ができると思う。（①②③の意味を委員に理解したもらうことが前提）
Ⅶ	相談件数の内訳（対応別）	日々の業務をこの概念で仕分けることはかなり難しさを感じる。ミラクルQを使っていないため、現状ではできないと思われる。 今まで、この部分まで分析できたいなかったのでとても有効だと思う。	情報提供も机上だけでなく、実際のサービス事業所に目で見てわかりやすいように同行案内する場合も少なくない。	相談支援の中身を協議会に報告していかないと、相談支援を理解してもらえない。事例を通して理解を図っていくには、事例の報告にも工夫が必要。
Ⅷ	地域自立支援協議会に繋がる活動	協議会のどのレベルの会議へ報告するのか。 一般市民にどこまでつたえるか、悩ましい。 行政と相談の運営委員会ではケア会議の報告書を（氏名なし）提出しているが。 相談支援事業の役割が明確になる事が、急務だと思います。本来は、市の役割を出来ないから委託しているという事。委託していないから駄目という事では無いと思う。市の基本は、住民の声を聞く事なのだから。。。。（それを忘れているような気もする） 地域支援⇒ネットワークでも良いようにも感じる。 精神の場合地活Ⅰとの活動を平行業務としているため、現実には常勤・非常勤ともに相談支援に従事しているため、配置人数を限定するのは現実を反映できない。	分析とあるが、レベルが高すぎるのではないか。ここまで求められて実施可能な相談支援事業所は少ないのではないか。 この仕組みがあると、自立支援協議会で課題の整理が行いやすい。 （1）②課題解決のための具体的な方策として、調査研究は行っているのか、宅建協会等、連携が必要な近接分野の業界との協働はあるのか等は、重要な評価の視点かと思われます。実際にアクションを起こしている事業所は大いに評価されるべきと思います。 なので、どうやって声を拾っているかが問題。色んな機関の参加や、福祉以外の人達の参加も重要!!（片寄が無いか？　今までのように法人に任せきりになっていないか????） 相談支援事業者と地活Ⅰ事業との業務割合の評価なども加えることで関係者との共有や課題解決・可視化に繋がる。	個別のケースを通して、地域の課題の整理を行っているか?それを、今までのように困った。。。で終わらせるのではなく、施策へ繋げる意識を持つ。必要が有れば、県や国へ挙げて行く!
Ⅸ	専門性向上の取り組み	「地域支援」→「連携状況」? 地域支援という報告項目があるが、視点やポイントと専門性の向上はつながらないのではないか。 地域内ネットワークに関係職種のみでなく地域住民へ向けた視点の重要性が見られる項目が欲しい。	スーパーバイズの配置、所内カンファレンス（ケーススタディ）の実施を加えてはどうか。 研修等を利用して、県内の相談支援専門員を年間数回でも集め意見交換することが必要と思われる。 今後は、事業者主導による研修企画や実施も必要かと思われます。 ①の（3）と同じことでしょうか?	自立支援協議会のアドバイザー的な動きで、相談支援事業所にアドバイザー派遣できないか。（地域療育事業の施設支援→保育所等＝アドバイザー施設支援→相談支援事業所）
Ⅹ	サービス利用計画作成	サービス利用計画作成費に該当してしない支援計画の位置付け、名称（ケアプランなど）などの整理の仕方。		市町の担当者は、あまりサービス利用計画作成費の対象者を増やしたくないのか?。相談事業所から「対象者じゃないですか」と言ってもなかなかOKがでない。市側が対象者を判断し相談支援事業所側へ依頼できるような流れを、国県から市町へ指導して欲しい。そもそも担当者がよく理解していない。 個別支援計画作成は委託料の中でですべきと位置づけている市町もあるので、実際に行っている件数の市町間評価は、その現状の確認が前提。
	事業所フェイスシート	パンフレットの項目は配布先の箇所数、それとも配布数、PRという部分で言うと、学校や教育関係の会議、PTA研修会や当事者団体の会合に出席した場合なども当たるか。	地域課題の報告については、有無だけではなく、どのようなレベルの課題を報告しているかの評価が大切かと思います。 （個人の課題を課題として報告しているのか、抽出された地域の課題として報告しているのか）	事業所PRの月別の記入の必要性が見えない。職員配置についても同様。

相談支援事業検証・振り返り（評価）ガイドライン（案）

NO.	項目		報告項目	視点やポイント［何のために必要なのか］［ねらい］	自立支援協議会（地域）※における確認内容と方法 （どう見るか?）（想定される現状、現状に対する評価や達成度等） ※自立支援協議会の成熟度により確認の場所は変わる	備考（協議会による、ローカルールの有無、必要性）など
Ⅰ	相談件数	①	相談数	地域の障害者数と比較、他の事業所との比較など	（1）事業所の仕事量とその内容（質）を把握する （2）相談件数のみでは、把握はできないため、相談内容や対応内容など他の項目と合わせて評価する （3）地域の相談支援の状況を把握し、課題の抽出を行い、施策作りにつなげていく （4）実績報告書に表れにくい、困難事例、重度障害者（要医療ケア）事例などの「相談支援件数」「相談支援内容」などは、地域自立支援協議会の要望に応じて、相談支援事業者に別途調査・報告させる 【報告様式】 ・実績報告書　・報告事例一覧	※件数のカウントについては、事業評価の重要な要素なので、慎重に協議会で「相談支援」という言葉の定義を含めて検討する ※障害種別欄には「その他」を設け、相談の結果、障害がない等の障害者相談支援に該当しないものを集計する。原則としては、インテークを通じて、まずは相談支援専門員の見立てにより障害分類を行い、診断有り、診断無しで細分類をする 【例：件数にカウントしない相談】 ・明確な相談内容がなく、話し相手となることが目的であるような電話や来所の場合 ・明確な個別の支援計画がたてられていないカウンセリングのような場合 ・支援者からの相談で「機関コンサルテーション」に該当しない場合 ・相談者への関係機関やボランティア、親の会、学習会の紹介などの情報提供 ・支援センターについての問い合わせ
		②	障害種別の相談数	障害種別相談数の比較		
		③	重症心身障害の相談数	児童期の課題や医療的分野との連携		
		④	発達障害、高次脳機能障害、難病の相談数	利用する福祉サービス、社会資源の不足状況		
		⑤	ライフステージ別の相談件数	児童期と成人期の件数比較		
Ⅱ	相談支援の普及	①	相談支援事業所へのアクセス経路	相談支援の活用を推奨 ※「相談支援活動」普及度の推定	（1）内訳を数値で把握する ※単年度での評価ではなく、年度を追って変化を比較する ①まちの広報　②役所の窓口　③サービス提供機関からの紹介 ④他の相談支援機関からの紹介　⑤当事者団体等の紹介 ⑥相談支援事業所の広報、HP　⑦知り合いの紹介　⑧家族　⑨その他 （2）認知度／周知度を把握する	・事業所のアクセスは独立性、中立性の考え方、法人や委託自治体の考え方に強く影響される可能性がある
		②	利用実人数／人口			
Ⅲ	相談主旨の内訳	①	相談内容	相談支援の活用と求められる役割 ※地域から期待される役割を推定	（1）内訳を数値で把握する ①当事者として困りごとの解決を依頼　②紹介者として当事者につながるように依頼 ③支援チームへの協力依頼　④研修、事例検討等機関への支援依頼	
Ⅳ	相談方法	①	相談方法	機動性の確認	（1）相談方法を数値で把握する ①来所　②訪問　③同行　④電話　⑤メール　⑥関係者含めた会議	・相談方法は相談者属性の偏りによって数値は変わってくると考えられる
Ⅴ	相談件数の内訳 （内容別）	①	相談総数 延べ数・実人数とその差	・相談内容の傾向を把握 ・専門性・特化性の評価 ・地域ニーズの傾向を把握	（1）極端に多い項目及び少ない項目（前年度比較・月度比較）を把握する ①地域ニーズへサービスが届いていない現状 ②地域資源不足により問題解決に至っていないケースを把握 ③利用者の生活の拠り所としての相談支援事業所の評価 ④相談支援事業所の役割的印象度の状況	
		②	相談内容仕訳項目ごとの割合とバランス			
Ⅵ	相談件数の内訳（頻度）	①	継続相談の実人数 （定義：月に○回以上の相談者□□件）	終結に至れない継続相談支援の状況把握 ケースの困難性と件数を把握	（1）危機介入ケース対応であれば集中的な相談支援であったと評価される （2）継続していてアウトリーチを頻回に行わなくてはならないケースであれば、困難性のあるケースと判断 （3）問題解決に至っていない件数では、現状の地域課題として捉える （4）相談支援過程における件数は、相談支援事業所の取り組みが評価できる （5）支援介入して終結に至れたケース件数では、相談支援事業所の力量が評価ができる ※終結とは モニターし、当初ニーズを充足したもの、または達成していない場合は再アセスメントし、新規ケースとして開始したもの。電話相談やある程度の期間見守れる状況になったものはリスクマネジメントケースとし、ケアマネジメントプロセスとしては終結として捉える	※相談支援の入り口3分類を押さえておく ①一般相談（数回の面談や情報提供で終了） ②緊急介入相談 ③ケアマネジメントによる相談
		②	繰り返される相談件数（問題解決に至っていないケースと当事者課題からのケースの割合）	繰り返される相談の割合と件数を把握 ケースの困難性と件数を把握		
		③	相談支援過程における件数とそれ以外の件数	相談の受け方を明確化		
		④	前年度比較・月度比較	変化を比較		
Ⅶ	相談件数の内訳 （対応別）	①	ミラクルQによる実績 各対応項目の件数とその割合	直接支援の状況を把握	（1）相談事業の展開方法を把握する ①不安解消　②聞き取り（アセスメント）　③情報提供・収集　④同行 ⑤連絡調整　⑥他機関紹介　⑦アセスメント　⑧ケア会議 ⑨個別支援計画作成　⑩モニタリング　⑪その他（直接支援） （2）相談支援事業所で対応できないニーズを明らかにする ※直接支援分類 ①福祉サービスメニューには無い支援回数　②福祉サービスメニューはあるが行った支援回数 ③提供サービスが地域に存在しないための支援回数（移送・同行・直接介護・余暇活動等を分類） ④その他	※直接支援について→協議会等で検討が必要 ・やりすぎはマイナスにもなる（という認識） ・環境・支援過程において必要な場合もある（だろう） 【直接支援の定義（案）】 ・相談支援の一連の流れの動き、定期的でないこと ・福祉サービスやボランティア等のコーディネートができず支援が必要なもの ・利用者や家族が不可能な書類作成手続き ・その他日常の相談支援に大きな影響を及ぼさないもの ※直接支援分類の④その他については、協議会等での議論が必要
		②	前年度比較・月度比較	変化を比較		
Ⅷ	地域自立支援協議会に繋がる活動	①	事業実績報告書	件数や内訳だけでない分析状況の把握 協議会との関り・地域課題の共有化	（1）地域課題を相談支援事業所が抱え込まず、関係者と共有する ①相談支援事業所がキャッチした地域課題が検討事項となっているか? ②課題解決のための具体的な方策が講じられているか? ③権利侵害の事例で福祉職だけでは解決できない事例を共有、協働しているか? （2）相談支援事業を可視化する 【報告様式】 ・報告事例一覧　・個別支援会議一覧	地域事情に沿った話し合いや共有を行う （例）ケース要約や具体事例報告、解決に至らない理由
Ⅸ	専門性向上の取り組み	①	内部／外部研修	（1）相談支援専門員の専門性向上　（2）専門性向上に関する連携 （3）地域自立支援協議会その他主催のOFFJT実施　（4）スーパービジョン研修の構築 （5）第三者評価の視点導入による課題と対応策の明確化 （6）事例検討会、ケースカンファレンス	行った研修全てを書き出して把握する （1）取り組み（プログラム）の具体的な種類とそれぞれの概要 （2）各プログラムの実施状況…頻度、参加者、参加人数、役割分担など （3）各プログラムの経過…継続性、その後の活用状況、参加者の所見など （4）各プログラムの効果測定…相談支援従事者、事業所、具体的な成果など （5）各プログラムに関する課題 （6）それぞれの聞き取り項目に関するエビデンスの確認（会議録、報告書、研修資料等）	（1）事業所内での課題抽出、改善策の検討、改善計画の策定、実施、効果測定 （2）地域自立支援協議会における課題の共有化、 改善策の検討、実施後の報告と評価 （3）地域内ネットワークを活用した取り組みの検討、実施、効果測定 上記をバランスよく取り組んでいるか?
		②	地域支援	① 地域内ネットワークを活用した取り組み（相談支援連絡会、地域自立支援協議会など） ② 他事業所との連携による事業等の実施 ③ 広域的ネットワークを活用した取り組み		
Ⅹ	サービス利用計画作成	①	サービス利用計画作成報告書類	件数や、指定相談事業所毎の比率の把握	（1）サービス利用計画作成を利用したことに対する効果と課題を見る （個別事例に対するものと事業所としてのもの） （2）インフォーマルな資源の活用状況の把握する （3）地域課題の抽出・課題提案（地域自立支援協議会とのつながり） （4）複数のニーズを有した方への適切な支援の提供状況を確認する ※実績と福祉計画に基づく数値との比較→分析	（1）サービス利用計画作成の普及　（2）相談支援専門員の資質の向上 （3）スーパーバイズ機能の確立　（4）上記の展開に関して、報告の方法を検討 （5）書式を確認 ・事例報告の様な形で報告（各事業所毎に効果のあった事例と課題が多い事例、等） ・単純にサービス利用計画作成の件数と、目標値に対する比率を課題として報告し、指定相談事業所で（専門部会）課題と普及に関する方策を協議し、提案
		②	事例報告書	効果や課題の共有を確認		

地域フェイスシート ※毎月の報告ではなく、年に一回程度作成することを想定

項目			
人口	人		
面積	㎡		
地理的状況	都市　・　農村部　・　山間部　・　海沿い		
高齢化率	%		
児童数（18歳未満人口）	人		
手帳所持者数	身体　人	うち18歳未満	人
	知的　人	うち18歳未満	人
	精神　人	うち18歳未満	人
相談支援事業の体制	直営　ヵ所		
	委託　ヵ所		
	直営＋委託　ヵ所		
相談支援専門員の人数	所属の機関　人		
	該当する地域全体　人		
自立支援協議会の状況	１　政策提言ができるなどよく機能している		
	２　重層的な仕組みがあり、機能している		
	３　仕組みはできているが、あまり機能していない		
	４　ほとんど機能していない		
	５　未設置（形だけの設置）		
インフォーマル サービス等の状況	１　よく活用されている		
	２　活用されている		
	３　あまり活用されていない		
	４　全く活用されていない		
福祉に対する住民意識 （近隣地域と比較して）	１　高い		
	２　やや高い		
	３　どちらでもない		
	４　やや低い		
	５　低い		

事業所フェイスシート ※「把握方法」については、ローカルルールなどで統一し明文化する。年一回作成することを想定

大項目	項目	把握方法
相談件数	相談件数を報告しているか	
自立支援協議会との関係性	地域課題を報告しているか	
事業所PR	①パンフレット	※内訳を数字で把握
	②広報	
	③ホームページ	
	④説明する場の設定	
	⑤その他	
自治体PR	①パンフレット	※内訳を数字で把握
	②広報	
	③ホームページ	
	④説明する場の設定	
	⑤その他	
利便性	①交通の利便	
	②建物、面談室の独立性	
	③建物のバリアフリー度	
	④開設曜日	
	⑤開設時間帯	
職員体制	①人数	
	②属性（性別、年齢、当事者など）	

４．相談支援事業検証（評価）ガイドライン項目の説明

項　目	Ⅰ　相談件数

１．報告項目

(1) 相談数
(2) 障害種別の相談数
(3) 重症心身障害の相談数
(4) 発達障害、高次脳機能障害、難病の相談数
(5) ライフステージ別の相談件数

２．視点やポイント

(1) 相談数
地域の障害者数との比較や他の事業所との比較など、数値化する上で基礎となるデータといえます。
(2) 障害種別の相談数
どのような障害者の相談数が多いのか比較するデータといえます。
(3) 重症心身障害の相談数
医療的なケアと結びつくケースが多いので、都道府県レベルまでの課題とリンクする内容を把握します。
(4) 発達障害、高次脳機能障害、難病の相談数
利用する福祉サービスなど、社会資源の少ない現状を把握できます。
(5) ライフステージ別の相談件数
児童期や成人期などライフステージ固有の課題が考える上で、必要となるデータではないかと考えられます。

３．自立支援協議会（地域）における確認内容と方法（想定される現状、現状に対する評価や達成度等）

(1) 相談数
地域の現状を考えていく上で、基礎となるデータを取るために最低限必要と思われる項目です。地域の抱えている課題、障害特有の課題、相談支援事業の周知不足など、地域の全体像を推察することができます。
また、地域に複数の相談支援事業所がある場合には、事業所の特性（成り立ち）による相談者数の偏り、力量の差（アウトリーチの視点不足など）、地域差や事業所同士の差を、比較しやすくします。最終的には地域の相談支援体制を考える上で重要となります。
(2) 障害種別の相談数
相談数の多い障害はなにか。どのような内容か。その理由はなど、抱えている問題の違い。地域の資源不足等の問題。地域の相談支援体制の効果（スムースな機関連携）などを確認します。
(3) 重症心身障害の相談数
相談数の少ない特性はあります。しかし、内包している課題やその内容は地域にとって、看過できないものです。そのため、課題やその内容の理由を考え検討していく上で、重要なデータとなります。
社会資源が少なく、家族内だけで課題を抱えていることが多い傾向があるので、家族会などとの連携により現状を把握する必要があります。

(4) 発達障害、高次脳機能障害、難病の相談数
利用する福祉サービスや社会資源の少ない障害者の相談数とその内容。支援する上での課題（診断、専門機関の不足）（福祉サービスの不足）（社会資源の不足）など、これらをもとにした、事例報告なども合わせて行い、実績やノウハウを積上げていてくことが、重要と考えられます。

４．今後の展開

(1) 事業所ごと、地域（市町村から都道府県まで）ごとに、相談支援事業のＰＲを推進する。また、有効で効果的なＰＲ方法も合わせて検討する。
(2) 地域自立支援協議会を含めた地域でのネットワークのあり方を検討する
(3) 相談支援事業所が、期待されている役割を分析、必要な手立てを検討する
(4) 関係者や関係機関の得意な役割をのばし、不得意な役割を改善する方策を検討する

項　目	Ⅱ　相談支援の普及

１．報告項目

(1) 相談支援事業所へのアクセス経路
(2) 利用実人数／人口

２．視点やポイント

相談支援の活用を推奨
※「相談支援活動」普及度の推定

３．自立支援協議会（地域）における確認内容と方法（想定される現状、現状に対する評価や達成度等）

(1) 内訳を数値で把握する。
※単年度での評価ではなく、年度を追って変化を比較する。
①まちの広報
②役所の窓口
③サービス提供機関からの紹介
④他の相談支援機関からの紹介
⑤当事者団体等の紹介
⑥相談支援事業所の広報、ＨＰ
⑦知り合いの紹介
⑧家族
⑨その他
(2) 認知度／周知度を把握する。

４．備考（協議会による、ローカルールの有無、必要性など）

事業所のアクセスは独立性、中立性の考え方、法人や委託自治体の考え方に強く影響される可能性があることを理解しておく。

５．今後の展開

(1) 事業所ごと、地域（市町村から都道府県まで）ごとに相談支援活用のＰＲを推進
(2) 有効なＰＲ方法の検討
(3) 自立支援協議会を含めた地域でのネットワーク作りが重要

項　目	Ⅲ　相談主旨の内訳

１．報告項目

(1) 相談内容

２．視点やポイント

相談支援の活用と求められる役割

※地域から期待される役割を推定

３．自立支援協議会(地域)における確認内容と方法(想定される現状､現状に対する評価や達成度等)

(1) 内訳を数値で把握する。

①当事者として困りごとの解決を依頼

②関係機関等が紹介者になり当事者とつながるよう依頼

③支援チームへの協力依頼

④研修、事例検討等機関への支援依頼

４．今後の展開

(1) 期待されている役割を分析、必要な手立てを検討

(2) 得意な役割をのばし、不得意な役割を改善する方策を検討

項　目	Ⅳ　相談方法

１．報告項目

(1) 相談方法

２．視点やポイント

(1) 機動性の確認

※アウトリーチ活動を行っているか確認

３．自立支援協議会(地域)における確認内容と方法(想定される現状､現状に対する評価や達成度等)

(1) 相談方法を数値で把握する。

①来所

②訪問

③同行

④電話

⑤ＦＡＸ、Ｅメール

⑥関係者含めた会議（個別支援会議、ケア会議等）

４．備考（協議会による、ローカルールの有無、必要性など）

相談方法は相談者属性の偏りによって数値は変わってくると考えられる

５．今後の展開

(1) より高い機動性、アウトリーチ活動の推進を検討

(2) 地域が目標としている、相談支援事業を行うためには、現在の相談支援専門員等マンパワーの状況や体制の整備状況を比較検討する。

項　目	Ⅴ　相談件数の内訳（内容別）

１．報告項目

(1) 相談総数

　延べ数・実人数とその差

(2) 相談内容仕訳項目ごとの割合とバランス

２．視点やポイント

(1) 相談内容の傾向を把握

(2) 専門性・特化性の評価

(3) 地域ニーズの傾向を把握

３．自立支援協議会(地域)における確認内容と方法(想定される現状､現状に対する評価や達成度等)

(1) 極端に多い項目及び少ない項目（前年度比較・月度比較）を把握する。

　①地域ニーズへサービスが届いていない現状

　②地域資源不足により問題解決に至っていないケースを把握

　③利用者の生活の拠り所としての相談支援事業所の評価

　④相談支援事業所の役割的印象度の状況

４．今後の展開

(1) 地域ニーズを自立支援協議会で共有化する

(2) 地域課題として、社会資源開発に向けた取組や提案資料とする。

(3) 高度な専門性を養う研修テーマを明確化し企画する。

(4) 家庭内等の個別課題が原因である場合は、専門機関とのネットワーク化を図る。

(5) 相談支援事業所の相談の課題・研修テーマ・確認することで、スキルアップを図る。

項　目	Ⅵ　相談件数の内訳（頻度）

１．報告項目

(1) 継続相談の実人数

　定義：月に○回以上の相談者□□件

(2) 繰り返される相談件数

　問題解決に至っていないケースと当事者課題からのケースの割合

(3) 相談支援過程における件数とそれ以外の件数

(4) 前年度比較・月度比較

２．視点やポイント

(1) 終結に至れない継続相談支援の状況把握

ケースの困難性と件数を把握

(2) 繰り返される相談の割合と件数を把握

ケースの困難性と件数を把握

(3) 相談の受け方を明確化

(4) 変化を比較

３．自立支援協議会(地域)における確認内容と方法(想定される現状､現状に対する評価や達成度等)

(1) 危機介入ケース対応であれば集中的な相談支援であったと評価される。

(2) 継続していてアウトリーチを頻回に行わなくてはならないケースであれば、

　困難性のあるケースと判断

(3) 問題解決に至っていない件数では、現状の地域課題として捉える。

(4) 相談支援過程における件数は、相談支援事業所の取り組みが評価できる。

(5) 支援介入して終結に至れたケース件数では、相談支援事業所の力量が

　評価ができる。

※終結とは

本研究事業では、モニタリング結果において、当初ニーズを充足したものを指す。または達成していない（ニーズに変化が見られた）場合は再アセスメントし、新規ケースとして開始したものも含める。

電話相談やある程度の期間見守れる状況になったものはリスクマネジメントケースとし、本研究事業のケアマネジメントプロセスとしては終結として捉える。

４．備考（協議会による、ローカルールの有無、必要性）など

(1) 相談支援の入り口３分類を押さえておく。

　①一般相談（数回の面談や情報提供で終了）

　②緊急介入相談

　③ケアマネジメントによる相談

５．今後の展開

(1) 解決に導けた対応に対する協議・情報共有を図る。

(2) 自立支援協議会議題として、改善・提案の調整を図る。

(3) 終結に至れずに、頻回事例をテーマに研修の機会を作る。

(4) 相談支援事業者の外部評価の基準に値する。

項　目	Ⅶ　相談件数の内訳（対応別）

１．報告項目

(1) ミラクルＱによる実績

　各対応項目の件数とその割合

(2) 前年度比較・月度比較

２．視点やポイント

(1) 直接支援の状況を把握

(2) 変化を比較

３．自立支援協議会(地域)における確認内容と方法(想定される現状､現状に対する評価や達成度等)

(1) 相談事業の展開方法を把握する。

　①不安解消

　②聞き取り（アセスメント）

　③情報提供・収集

　④同行

　⑤連絡調整

　⑥他機関紹介

　⑦アセスメント

　⑧ケア会議

　⑨個別支援計画作成

　⑩モニタリング

　⑪その他（直接支援）

(2) 相談支援事業所で対応できないニーズを明らかにする。

※直接支援分類

　①福祉サービスメニューには無い支援回数

　②福祉サービスメニューはあるが行った支援回数

　③提供サービスが地域に存在しないための支援回数

　（移送・同行・直接介護・余暇活動等を分類）

４．備考（協議会による、ローカルールの有無、必要性）など

(1) 直接支援について→協議会等で検討が必要

　①やりすぎはマイナスにもなる（という認識）

　②環境・支援過程において必要な場合もある（だろう）

【直接支援の定義（案)】

　①相談支援の一連の流れの動き、定期的でないこと

　②福祉サービスやボランティア等のコーディネートができず支援が必要なもの

③利用者や家族が不可能な書類作成手続き
④その他、日常の相談支援に大きな影響を及ぼさないもの
※直接支援分類の④その他については、協議会等での議論が必要

５．今後の展開

(1) 普及啓発活動や資源開発につなげる。
(2) 相談支援事業者の支援を明らかにし、不足する社会資源開発を進める。
(3) 権利侵害に関する実態を自立支援協議会で周知する。
(4) 相談支援事業者の基本的評価や課題として確認する。

項　目	Ⅷ　地域自立支援協議会に繋がる活動

１．報告項目

(1) 事業実績報告書

２．視点やポイント

(1) 件数や内訳だけでない分析状況の把握
　　協議会との関り・地域課題の共有化

３．自立支援協議会(地域)における確認内容と方法(想定される現状､現状に対する評価や達成度等)

(1) 地域課題を相談支援事業所が抱え込まず、関係者と共有する。
　①相談支援事業所がキャッチした地域課題が検討事項となっているか？
　②課題解決のための具体的な方策が講じられているか？
　③権利侵害の事例で福祉職だけでは解決できない事例を共有、協働しているか？
(2) 相談支援事業を可視化する。

【報告様式】
　・報告事例一覧
　・個別支援会議一覧

４．備考（協議会による、ローカルールの有無、必要性）など

(1) 地域事情に沿った話し合いや共有を行う。
　（例）ケース要約や具体事例報告、解決に至らない理由

５．今後の展開

(1) 評価軸の構築（自己評価・第３者評価）
　①相談の定義
　・件数のカウント（どのような内容や対応で１カウントとするのか）
　・類型（相談種別・内容・主訴等）
　・対応（アウトリーチやケース会議の開催）
　②地域診断（評価）
　・地域特性の評価（人口や面積・社会資源の数や種類・相談支援事業の実施年数）
　③上記の課題に対して、地域事情に沿った話し合いや共有がされているか？

項　目	Ⅸ　専門性向上の取り組み

１．報告項目

(1) 内部／外部研修

(2) 地域支援

２．視点やポイント

(1) 内部／外部研修について

①相談支援専門員の専門性向上

②専門性向上に関する連携

③地域自立支援協議会その他主催の OFFJT 実施

④スーパービジョン研修の構築

⑤第三者評価の視点導入による課題と対応策の明確化

⑥事例検討会、ケースカンファレンス

(2) 地域支援について

①地域内ネットワークを活用した取り組み（相談支援連絡会、地域自立支援協議会など）

②他事業所との連携による事業等の実施

③広域的ネットワークを活用した取り組み

３．自立支援協議会(地域)における確認内容と方法(想定される現状､現状に対する評価や達成度等)

(1) 行った研修全てを書き出して把握する。

①取り組み（プログラム）の具体的な種類とそれぞれの概要

②各プログラムの実施状況…頻度、参加者、参加人数、役割分担など

③各プログラムの経過…継続性、その後の活用状況、参加者の所見など

④各プログラムの効果測定…相談支援従事者、事業所、具体的な成果など

⑤各プログラムに関する課題

⑥それぞれの聞き取り項目に関するエビデンスの確認（会議録、報告書、研修資料等）

４．今後の展開

(1) 事業所内での課題抽出、改善策の検討、改善計画の策定、実施、効果測定

(2) 地域自立支援協議会における課題の共有化、改善策の検討、実施後の報告と評価

(3) 地域内ネットワークを活用した取り組みの検討、実施、効果測定

※上記をバランスよく取り組んでいるか？

項　目	Ⅹ　サービス利用計画作成

１．報告項目

(1) サービス利用計画作成報告書類

(2) 事例報告書

２．視点とポイント

(1) 件数や、指定相談事業所毎の比率の把握

(2) 効果や課題の共有を確認

３．自立支援協議会(地域)における確認内容と方法(想定される現状､現状に対する評価や達成度等)

(1) サービス利用計画作成を利用したことに対する効果と課題を見る（個別事例に対するものと事業所としてのもの）

(2) インフォーマルな資源の活用状況の把握する。

(3) 地域課題の抽出・課題提案（地域自立支援協議会とのつながり）

(4) 複数のニーズを有した方への適切な支援の提供状況を確認する。

※実績と福祉計画に基づく数値との比較→分析

４．備考（協議会による、ローカルールの有無、必要性）など

(1) 書式を確認

・事例報告の様な形で報告（各事業所毎に効果のあった事例と課題が多い事例、等）

・単純にサービス利用計画作成の件数と、目標値に対する比率を課題として報告し、指定相談事業所で（専門部会）課題と普及に関する方策を協議し、提案

５．今後の展開

(1) サービス利用計画作成の普及

(2) 相談支援専門員の資質の向上

(3) スーパーバイズ機能の確立

(4) 上記の展開に関して、報告の方法を検討

６．相談支援事業検証（評価）ガイドライン報告様式の説明

（１）報告をする際のポイント整理

相談支援事業所は、その業務実態を検証（評価）指標に基づいて、地域自立支援協議会に報告してゆくことが求められます。この項では、報告を具体的にどのような形で行ってゆけばよいかについて解説します。

報告する際のポイントは、以下の４点であると考えられます。①簡潔性と②直感性は、地域自立支援協議会の構成メンバーに障害者相談支援事業を的確に伝えるために必要な表現面からの視点であり、③客観性と④具体性は、的確な報告のために必要な、内容面における視点です。

① 簡潔性： 会議の参加者が短時間で容易に理解できる報告であること。

② 直感性： 感覚的にわかりやすい報告であること。

③ 客観性： 実績を数値（客観指標）を用いて表現すること。
④ 具体性： 地域課題を特徴的にあらわす事例を簡潔に報告すること。

（２）本研究事業のモデル様式案

本研究事業では、以下のモデル報告様式案を提案しています。これは、あくまでも参考様式ですので、各地域の実状に即した形にアレンジして使うほうが適切な場合もあります。

また、今回のモデル報告様式は、実績をそのまま数値で表現する方式をとっています。しかし、地域の関係者に対し、よりわかりやすい形で実態を報告するには、各指標を比率でも示すなどのデータ処理上の工夫や、グラフ化するなどの視覚的な表現方法を用いるなど、よりわかりやすいプレゼンテーションにしてゆくことも必要であると考えられます。その際には、紙で報告するとともに、プレゼンテーションツール（ＰＣのプレゼンテーションソフトなど）を併用してゆくことも重要です。

モデル様式案は大きくわけて、３部から構成されています。本報告書に掲載されているモデル様式案には、相談支援事業検証（評価）ガイドラインのどの部分を具体的に表現している報告項目なのかの対応が書かれていますので、参考にしてください。

① フェイスシート
どのような地域でどのような事業所が相談支援を行っているかを表現します。
ａ）事業所フェイスシート、ｂ）地域フェイスシート

② 相談実績報告
数値で相談支援事業所の状況を表現します。
ａ）相談実人数（とその属性別内訳）、ｂ）相談件数（とその属性別内訳）、
ｃ）支援経路、ｄ）相談を行った方法、
ｅ）業務内容（個別支援の場合、相談内容〔相談の主訴（課題）とそれに対する相談員の対応〕）

③ 相談事例報告
地域課題を特徴的に示す事例を選択し、表現します。
ａ）事例報告、ｂ）個別支援会議報告

（３）報告するにあたっての留意点

報告にあたっては、なにをどのように報告するのか、各相談支援事業所の判断も重要ですが、地域に複数の相談支援事業所がある場合は、相談支援事業所間で統一した基準を作っておくことも重要です。

① 報告様式は地域内で統一の書式・表現方法を用いること。
② 数字で表現する部分については、カウント方法を地域内で統一しておくこと。
③ 報告事例の選択基準を検討しておくこと。

以上の３点については、地域の相談支援事業ガイドライン策定の際、検討しておくとよいでしょう。特に②は前述のローカルルールの作成などとも深い関わりをもちます。また、どのような事例を選択するかの選択基準についても議論しておくことが重要です。

④ 地域自立支援協議会へ報告前に、どのような事例を報告するか検討を行うこと。

地域課題が何であるのかは、相談支援事業所間で客観的な資料と具体的な事例にもとづき事前検討し、その結果を地域自立支援協議会に報告することが大切です。この検討の場には、行政の担当者（ケースワーカーや地域自立支援協議会の担当者）が参画することもポイントのひとつです。

以下、モデル様式案を記載します。

相談支援事業検証（評価）ガイドライン報告書様式案

（様式１a 地域自立支援協議会への実績報告）

相談支援事業実績報告書

（障害者自立支援法）

事業所名

年度報告分（　期）　　所在地

自　年　月　日　　種別　（ 委託 ・ 指定 ・ 行政 ）

至　年　月　日

（事業所の利便性）　事業所FS　利便性

☐ 交通の利便性	☐ 最寄り駅から　［交通手段］　［所要時間］				
	☐ 駐車場　［有　（　　台）　・　無　］				
☐ 建物の利便性	☐ 相談支援事業所の建物が他の事業から独立して［ いる ・ いない ］				
	☐ 相談室が独立して［ いる ・ いない ］				
	☐ 建物のバリアフリー度				
☐ 窓口の利便性	窓口の開設時間帯	曜日	開始	終了	備考（左記時間外の対応）
		月			
		火			
		水			
		木			
		金			
		土			
		日			

（事業所ＰＲ）　事業所FS　事業所PR

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	計
パンフレット													
広報													
ホームページ													
説明する場の設定													
その他													

（自治体ＰＲ）　事業所FS　自治体PR

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	計
パンフレット													
広報													
ホームページ													
説明する場の設定													
その他													

（相談支援従事者の配置状況）　事業所FS　職員体制　　（単位：人）

		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	計
配置人数	常勤													
	非常勤													
	計													
	ピアカン（再掲）													

〈Ⅰ〉相談支援を利用した障害者等の人数　Ⅱ－②

相談実人数		合計	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	難病	重症心身障害
障害者	新規								
	継続								
障害児	新規								
	継続								
計									

〈Ⅱ〉相談支援を利用した障害者等の障害別の相談件数　Ⅰ－①②③④⑤、Ⅴ－①

相談件数		合計	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	難病	重症心身障害
障害者	新規								
	継続								
障害児	新規								
	継続								
計									

〈Ⅲ〉相談者の支援経路　Ⅱ－①

相談件数	合計	本人	家族	住民等	関係機関（支援参加）	関係機関（コンサル）
障害者						
障害児						
計						

〈Ⅳ〉相談者の相談方法　Ⅳ－②

	計	来所	訪問	同行	電話	メール	会議
件数							
実人数							

※ ＦＡＸ、電子メールを含む。

〈Ⅴ〉相談支援を利用した障害者等の主訴（内容）　Ⅲ－①、Ⅴ－①

	住居	日常生活	家計・経済	就労	保育・療育・教育	健康・医療	家族関係・人間関係
件数							
ピアカウンセラー（再掲）							
実人数							
ピアカウンセラー（再掲）							

	社会参加・余暇活動	福祉サービス利用	障害や病状理解	精神的不安	ボランティア	自立生活・地域生活移行	権利擁護
件数							
ピアカウンセラー（再掲）							
実人数							
ピアカウンセラー（再掲）							

	子育て	その他
件数		
ピアカウンセラー（再掲）		
実人数		
ピアカウンセラー（再掲）		

〈Ⅵ〉相談支援専門員の行った対応（支援内容）　Ⅴ－①、Ⅶ－①、Ⅸ－③

個別相談支援	計	不安解消	聴き取り（アセスメント）	情報提供・収集	同行	連絡調整	他機関紹介
件数							
実人数							

アセスメント	ケア会議	個別支援計画作成	モニタリング	直接支援				
					①	②	③	④

その他

その他の支援	計	地域支援			
			①	②	③
件数					
実人数					

その他（兼務業務等）

〈Ⅶ〉相談支援の支援方法別の相談件数　Ⅵ－①②③④、Ⅹ－①

	計	終結しない相談	繰り返し相談	ケアマネジメント	サービス利用計画作成
実人数					
延べ件数					

報告事例一覧

Ⅷ－①、Ｘ－②

事業所名＿＿＿＿＿＿＿＿

No.

受付日			対応	[対応区分コード]	状態	終結 or 継続	地区	
本人概要	年齢		性別		障害			
主訴	□ 住居　（主訴コード該当項目表示）							
所見	□ 住居　（主訴コード該当項目表示）							
詳細記録								

No.

受付日			対応	[対応区分コード]	状態	終結 or 継続	地区	
本人概要	年齢		性別		障害			
主訴	□ 住居　（主訴コード該当項目表示）							
所見	□ 住居　（主訴コード該当項目表示）							
詳細記録								

No.

受付日			対応	[対応区分コード]	状態	終結 or 継続	地区	
本人概要	年齢		性別		障害			
主訴	□ 住居　（主訴コード該当項目表示）							
所見	□ 住居　（主訴コード該当項目表示）							

個別支援会議一覧

Ⅷ－①、Ｘ－②

事業所名＿＿＿＿＿＿＿＿

No.

会議開催日		年齢		性別		障害	
参加者						場所	
内容							
評価							

No.

会議開催日		年齢		性別		障害	
参加者						場所	
内容							
評価							

No.

会議開催日		年齢		性別		障害	
参加者						場所	
内容							
評価							

No.

会議開催日		年齢		性別		障害	
参加者						場所	
内容							
評価							

６．ミラクルＱを活用しての数字の読み方

ここでは、相談支援事業所からあがってきた報告をどのように地域自立支援協議会で活用するかについて具体例をあげて解説します。

活用の視点としては、以下のようなものが考えられます。

①相談支援事業所の実状を地域で共有する。＜事業の把握＞

ａ）相談支援事業所の特性や課題をあきらかにする。

ｂ）ガイドラインに沿った相談支援事業が行われているか検証する。

②地域課題を相談支援事業の実状から把握し、共有する。＜地域の把握＞

ａ）どのような相談（支援対象者像）が多い地域なのか把握し、地域の特徴や必要な社会資源、不足している社会資源を検討する材料とする。

ｂ）ガイドラインに沿った地域づくりや地域自立支援協議会や部会の運営が行われているか検証する。

この中で、具体的に相談支援事業所の実情を地域で共有することについてその数字を読み解けば良いのか考えてみましょう。例えば、仮に以下の例のような状況があったとします。その際に見ていくべき実績値や事例の視点としては、以下のものが参考になると思われます。

（例）支援対象者数・相談件数が増加の一途をたどっており、このままではパンク寸前である、と相談支援事業所からの声が挙がっている。

【関係すると考えられる実績値】

・相談員ひとりあたりの支援対象者数・相談件数がどれくらいか。

・時系列でみた時、支援対象者数・相談件数は増加しているか。増加率はどれくらいか。

・終結せず継続している支援対象者の数はどれくらいか、終結率はどれくらいか。

・地域におけるカバー率はどれくらいか（人口、障害者数）。

【相談支援専門員の所見（事例や聴き取りから検討する）】

・終結せず継続となっている理由はなにか。

・何が相談支援専門員の業務負担感となっているのか。

※こうしたデータは、記録を電子化しておくことで容易に集計・報告することができます。例えば、埼玉県障害者相談支援専門員協会の開発した相談支援業務サポートソフト「ミラクルＱ（紹介はP65参照）」では、日々の相談支援業務の記録を入力しておくと、支援対象者数や相談件数、内容（主訴･見立て）などが簡単に作成できます。本研究事業で試作した前項の報告様式は､「ミラクルＱ」で自動作成できる報告様式を改変し、作成したものです。

記録をきちんと日々入力しておけば、報告様式（出力帳票）は改変してゆくことができますが、そのためには、必要な報告項目を日々の支援記録の中に盛り込んでおく必要があります。「ミラクルＱ」は全国の相談支援専門員が集まり入力内容を精査しているので、今後様々な様式に対応してゆく拡張性に優れています。

７．まとめ

（１）本研究事業の限界と課題

本研究事業においては、各相談支援事業者の業務内容を行政や各関係機関が検証･評価できるよう、検証（評価）指標の開発が行われました。また、これらの成果により、昨年度の研究の成果物である業務ソフトによって把握される数値の解釈が統一化される基礎的観点が示されました。しかしながら、本年度の研究における時間的制約・方法論的制約から本研究成果には限界があり、今後に課題を残すこととなりました。以下に、この限界について順次述べることとします。

ア　客観的尺度が存在しないこと

検証・評価するということは、一定の価値判断の下に定められた尺度に基づいて現状を判断することです。相談支援のような複雑な業務は､「良い－悪い」というような単純な一次元尺度で検証・評価できるものではありません。本来は、必要な量のデータを元に幾つかの尺度を提案することが必要であったと考えられます。しかし、そのような研究を行うためには、何を測定するかを定めたうえで長期間、大量のデータを収集する必要があります。残念ながら、そのような調査を行うための基礎的なデータが存在しないため、本年度の研究では当初から大規模調査は見送っています。本年度の研究成果をベースとして、今後、大規模な調査を行うことが望まれます。

イ　相談支援事業所の類型を分析していないこと

アに述べたように、単純な検証・評価は成り立たないということは、少しでも相談支援に関わっていると自明のことです。同様に､「良い－悪い」ということとは別に、相談支援事業所には幾つかのタイプがあるということも日常的に感じられていることのはずです。

地域自立支援協議会において相談支援事業所の業務内容を判断するに当たって、個々の数値の判断基準だけでなく、それらを組み合わせて総合的に判断するための指標があった方が個々の相談支援事業所の特質を理解する材料になると思われます。例えば、２種類の特質が抽出できれば、当該事業所が２次元グラフのどこに位置するか示すことができます。あるいは、Ａタイプ、Ｂタイプというような類型であっても、状況を整理するには有効であるでしょう。

ウ　個々の相談の評価に踏み込んでいないこと

相談支援事業所の評価指標を研究する場合、個々の相談がどの程度役に立ったのかという視点抜きには考えられません。単純に言うと、役に立つ相談を多く実践している事業所が良い事業所ということになるからです。本報告書でも述べたとおり、研究方法を議論する中で、ミクロレベルとしての個々の相談評価については触れないことを前提にするという合意で進めてきました。とりあえず使える指標を開発する、という目的のための選択であったが、相談評価に関する研究の充実が望まれます。

以上述べたような種々の限界はありますが、今回の研究による数値解釈の提案が、多様な職種が一堂に会する場である自立支援協議会における「共通言語」の構築に果たす意味は大きいと思われます。共通言語を元にして議論を積み重ねていくことにより、どのような相談支援事業の在り方が望ましいか、関係者の共通理解が深まるでしょう。

個々の経験に頼った「名人芸」の世界に留まる限り、公共サービスの一部として相談支援事業を位置づけることは困難です。どの地区のどの相談支援事業者であっても安心して支援を受けられるように、最低限の質が保証されるシステムを構築します。そうすることで、相談支援事業全体の位置づけを確固たるものにすることが必要です。

（2）今後の展開

ア　今後の研究の展開

本報告書でも、限られたデータからであるが、相談支援事業所の類型化について触れています。（1）で述べたように、今後、事業所の特性を分析して相談支援事業所の特性を表す尺度を抽出し、個々の事業者の特性を把握し易くする必要があります。そのために、本研究で示した共通フォーマットによる事業所情報が集積されることが望まれます。将来的には、集積されたデータを元にした大規模な調査・集計によって、事業所の特性分析が行われることが望まれます。

イ　都道府県自立支援協議会に関する展開

現行のシステムでは、市町村自立支援協議会で抽出された課題が、都道府県自立支援協議会に集約されることとなっています。しかし、現実には都道府県協議会に課題が円滑に上がっていない状況にあります。そのため、市町村自立支援協議会が課題を集約する方法や様式等を示していく必要があります。

また、都道府県自立支援協議会は、県内及び全国の統計を市町村自立支援協議会に提供することで、各市町村自立支援協議会が個々の相談支援事業者を評価できるようにする役割があります。このような流れを標準化していく必要があります。

ウ　要綱類の整備

市町村が相談支援事業を委託するに当たっては、事業実施要綱、仕様書及び契約書を作成します。これらは定型的なものを使用している例が多いと思われますが、本来は委託元である市町村の、相談支援事業に対する理念が反映されたものでなければなりません。これらの作成に当たっては、関係者間での十分な議論を元にすべきです。この作成プロセス自体が、その後の自立支援協議会の在り方を方向付けると考えられるからです。この作業の参考とするため、全国の実施要綱及び仕様書を収集して、関係者の意向が十分反映されているものを例として示すことが有効であると思われます。

Ⅲケアマネジメント様式の開発に関する研究事業

1．調査概要

（1）サンプル調査

①調査目的

全国の独自のケアマネジメント様式を持っている地域からケアマネジメント様式を収集し、その結果をもとに、地域性、障害種別を超えた相談支援事業の報告書式を作成することを目的としました。

②調査方法

8つの地域の相談支援事業所からケアマネジメント様式を収集することができました。協力していただいた相談支援事業所の都道府県、市町村は以下の通りです。

表　調査対象

都道府県名	市町村名
北海道	札幌市
岩手県	―
群馬県	―
長野県	長野市
埼玉県	さいたま市
	川口市
	東松山市
長崎県	大村市

③調査時期

本調査は平成21年9月から平成20年10月に行った。

（2）結果

上記の相談支援事業所から収集したすべてのケアマネジメント様式からケアマネジメントの一連の流れに沿った様式項目ごとに一覧を作成しました。次に、それらの中で抜け落ちていると考えられる項目については、検討委員会、専門委員会で検討し、新たに項目を作成した。その結果、以下のケアマネジメント様式（サービス利用計画作成費に関する書式一式）を開発しました。

サービス利用計画作成費に関する様式案

（個別支援計画様式案１　インテーク）

相談受付（インテーク）票

（ 新規 ・ 再開 ）　　ID　　GID

受付日時	年　月　日　：	場所方法		受付者	
相談者	様　続柄（　）	支援経路			
住所		担当者	様　所属		
TEL FAX		連絡先			

ふりがな 氏名	様　（ 男 ・ 女 ）	生年月日	年　月　日（　歳）
住所	〒	TEL FAX	（　） （　）
主障害	障害者手帳		障害程度区分
障害			
障害名 診断名 既往歴 等			
自立支援医療		健康保険	

【通院先】　（　科）【主治医】

（　科）

家族構成	氏名	年齢	続柄	同別居	学校・職業

【ジェノグラム・エコマップ】

【福祉サービス利用状況】

【経済状況】

【相談内容】

【対応】	【継続区分】	【次回予定】 年　月　日（	【主担当】

対象者初回登録日　　本FS新規作成日　　本FS最終更新日

（個別支援計画様式案２　アセスメント）　　年　月　日

一次アセスメントシート

氏名		生年月日	
住所	（〒　－　）		
受給者証番号	（区分：　）	有効期限	

□ アセスメント

緊急性			
第一印象			
本人の情報	生活歴	成育歴	
生活暦 生育暦			
心身の状況	身体面 障害・疾病	精神面 疾病・傾向	
	医療		
	福祉 サービス		
経済面 収入等		住環境	
生活の 自立度		気持ちの 自律度	
対人関係	※家族関係を含む。		
抱えている問題	※自覚・未自覚		

	今、本人のできること・困っていること	（個人） （一）　（＋） （環境）
家族情報	人的支援体制	【ジェノグラム(家族関係)】
	経済的支援体制	
	問題解決力	
	本人について困っていること	
	家族間の問題	
環境情報	社会的保証	【エコマップ(本人の環境)】
	地域支援	
	居住地の特性	
	連携機関やキーパーソンの存在	

本人の希望するくらし				
要約 (100字程度)				
担当者所見		担当者	氏名	
			所属	

（個別支援計画様式案３　ニーズ検討票）　　年　月　日

ニーズ整理・検討票

利用者氏名			担当者氏名	
検討日	平成　年　月　日		所属機関	
検討方法	□ 個別支援会議 □ その他（　　）		場所	
参加者 関係者	氏名	所属機関等	氏名	所属機関等
	本人	参加 ・ 不参加		
内容	□ 本人の希望 □ 家族の希望 □ ストレングス 本人 家族 環境 □ キーパーソン □ 解決すべき課題 □ 全体目標 □ 中長期で考えるニーズと必要な社会資源 □ 短期(今すぐ)実現させようとするニーズと必要な社会資源			
結果 評価				

（個別支援計画様式案４　個別支援計画書）　　年　月　日

個別支援計画書

氏名	様	受給者証番号	
住所	（〒　　－　　）		
連絡先			

（主訴）

主訴 (本人)	
主訴 (家族)	

（これまでの暮らし（モニタリング））

以前よりよくなったところ
困っているところ・不満なところ
もう少し変えてみようと思うところ

（これからの暮らし）

	ニーズ	必要な支援	期間等	支援機関	課題等
中期 長期					

	必要な支援	期間等	支援機関	課題等
短期 今すぐ				

○○○○様　週間ケア計画　年　月

	日	月	火	水	木	金	土	
6:00								あさ6じ
7:00								あさ7じ
8:00								あさ8じ
9:00								あさ9じ
10:00								あさ10じ
11:00								あさ11じ
12:00								ひる12じ
13:00								ごご1じ
14:00								ごご2じ
15:00								ごご3じ
16:00								ごご4じ
17:00								ごご5じ
18:00								ごご6じ
19:00								ごご7じ
20:00								ごご8じ
21:00								ごご9じ
22:00								ごご10じ
深夜								しんや
備考								びこう

（単位: 時間）

	事業者	居宅介護					重度訪問介護				合計
		身体	家事	通院(身)	通院	乗降		うち移動			
契約量											0
											0
											0
											0
											0
											0
											0
	合計	0	0	0	0		0	0	0	0	0
支給量											

移動支援	
0	0

○○市障害者地域生活支援センター□□□□

以上、○○○○様の個別支援計画について、説明しました。　【説明者】　相談支援専門員　印

以上、私の個別支援計画について、説明を受けました。　印

○○市障害者地域生活支援センター□□□□　○○市芝新町15-9アステール藤野1F / Tel: 048-261-5648 / FAX: 048-261-5714 / E-mail: shien@kuroneko.or.jp

（個別支援計画様式案5　モニタリング）

サービス利用計画作成費　モニタリング表記録票

利用者名＿＿＿＿＿＿　相談支援事業所及び担当者名：＿＿＿＿＿＿　自　平成21年4月1日　至　平成21年9月30日

本人の生活課題（ニーズ）

実施日	ニーズ番号	サービス種別・内容	サービスの適切性 サービスが適切に行われているか。 1. はい 2. いいえ	サービスの適切性 課題の充足度 1. 充足している 2. 充足していない 3.	ケアプランの評価 1. 継続 2. 修正 3. 中止または終結	本人・家族の満足度 1. 満足 2. 不満足 3. 不明		考察等	利用者確認印
						本人	家族		
／			1 ・ 2	1 ・ 2	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3		
／			1 ・ 2	1 ・ 2	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3		
／			1 ・ 2	1 ・ 2	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3		
／			1 ・ 2	1 ・ 2	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3		
／			1 ・ 2	1 ・ 2	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3		
／			1 ・ 2	1 ・ 2	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3		

（個別支援計画様式案6　終結・評価）

終結等検討記録　（　　）

平成　　年　　月　　日

名前	様		歳	担当者	
区分	（　　）	相談開始日		所属機関	
相談の概要					
支援経過					
考察					
検討後の対応について					
備考					
検討結果	□ 終結　（　　） □ 再検討				

２．まとめ

（１）本研究事業の限界と課題

本研究事業では、全国の先進的な地域のケアマネジメント様式を収集し、その共通点、相違点を検証しました。収集したケアマネジメントに関わる様式から、地域により独自の内容や種類の存在が確認できました。また、主に対応してきた障害による違い（ベースとして使用してきた書式の違い)、支援理念の違いなどが伺えました。すなわち、いわば流派の違いというべきものが明らかになり、またそれらが、各地域の中で確立し、ケアマネジメント様式の統一は困難な状況という結論に達しました。

本研究事業では、サービス利用計画作成支援の実施数が全国的に伸び悩む実態において、今までケアマネジメント様式を作成したことがないような事業所も記入できるような最低限の様式を開発することに意義を見出し、開発に至りましたが、様式としては最低限のもののため多くの限界が存在しているのは言うまでもありません。

（２）今後の展開

現状では、ケアマネジメント様式は、基準となる様式が無い状況のため、各地域で多様な様式が用いられています。しかし、全国的に見ると、先述したようにサービス利用計画作成支援の実施数は低いのが現状です。様々な要因が考えられますが、最低限の様式を開発にすることにより、その様式を踏まえ、多くの事業所がケアマネジメントの実践を行うことを期待するとともに、各地域で用いられている現在の様式が再検討された結果、地域実態に合った様式が生み出されることを期待します。

【資料編】

第１回検討委員会議事録要約版　日時：2009 年 7 月 26 日　於：戸山サンライズ

１．議題

（１）事業の趣旨の確認

①報告様式の見直し・開発（申請した研究事業）

【目的】

相談支援の実態を浮き彫りにできる報告様式を作成すること。活用することにより、地域自立支援協議会の活性化を図る（状況把握と共有)。そのための客観的な評価指標の開発。

②ケアマネジメント過程での様式の開発

【目的】

アセスメント、個別支援計画、モニタリングに至るケアマネジメント過程の様式の開発すること。

③報酬単価の評価指標開発

【目的】

すべての障害者を対象にサービス利用計画作成費を支給する場合、報酬上の評価が重要となる。そのための評価指標の開発が必要なため、評価指標を開発する。

（２）研究方法

①報告様式の見直し・開発

ヒアリング調査を行う。調査先は要検討。ヒアリング調査の前にパイロット調査を行う。

②ケアマネジメント過程での様式の開発

全国の先進的な地域のケアマネジメント様式を収集し、その共通点、相違点を検証する。

③報酬単価の評価指標開発

要検討。

（３）タイムスケジュールと運営方法

会の運営については、昨年度同様、検討委員会の資料作り等作業的な内容を実践者、実践に近い方で構成する専門委員会で行う。最終的には２月から３月頃に報告書を発行することを目的とする。

第１回専門委員会議事録要約版　日時：2009 年 9 月 12 日　於：東洋大学朝霞キャンパス

１．議題

（１）ケアマネジメント様式（サービス利用計画作成費に関する書式一式）開発

①本研究事業で新たに開発する必要性の有無

全国的に様々なケアマネジメント様式の存在が明らかとなった。そのため、本研究事業では、最低限の様式の開発を行うこととなった。

②最低限の様式の開発
　行政が最低限必要とする部分といままでケアマネジメント様式を作成したことのないような事業所も記入できるような最低限の様式を開発することを目的とすることが確認された。相談支援の質の担保が議論となるが、その点は、事業評価指標の開発の議論に委ねることとなる。

（２）事業評価指標の開発
①目的
　相談支援の実態を浮き彫りにできる報告様式を作成するため、客観的な評価指標の開発が目的となる。現状は、相談支援の量で評価されている地域が多いが、質も含めた評価指標の開発を検討することを目的とする。

②研究方法
【インタビューガイドの確認】
　前回の議論の結果、武田専門委員にインタビューガイドを作成していただいたが、今回の議論により、ケアマネジメント様式の開発ではなく、どのような相談支援が良いのか、悪いのかという点を明らかにする評価指標の開発のためのインタビューガイドの作成が必要となることが確認された。具体的には、ミラクルＱを使用している事業所がどのように使い、数字をどのように読み解いているのか、その背景を含めて明らかにすることにより、結果として自己評価、他者評価につながるのではないかという話があり、モデル地域へのヒアリング調査が必要となる。
【研究対象地域】
　ミラクルＱ使用地域（候補）：香川県、東広島市、世田谷区、藤沢市、川越市
ミラクルＱを使用していない地域（候補）：札幌市、北海道上川圏域、大阪市
→ミラクルＱを使用していないが、評価指標を作成している自立支援協議会がある地域も対象と考える。
激流地域（相談が絶えまなく起こる地域）：札幌市、大阪市、川越市
緩流地域（相談があまりなく、掘り起こしが必要な地域）：香川県、北海道上川圏域

第２回専門委員会議事録要約版　日時：2009 年 10 月 17 日　於：東洋大学朝霞キャンパス
１．事業評価指標の開発
（１）パイロットスタディの報告
　さいたま市でパイロットスタディを行い、概要を報告した。相談支援のカウントの基準、事例をあげる基準が明確ではない。また､サービス利用計画作成費を敢えて発生していない。この結果より、地域毎で相談支援の評価としては、意識の差がかなりあると考えられた。

（２）研究方法
　地域自立支援協会で相談支援事業所を評価するために、以下のポイントを事務局より提案した。①相談件数（何をもって相談とするか)、②属性の内訳、③相談経路、④相談方法、⑤相談内容、⑥相談頻度、⑦相談対応（どのように対応しているか)、⑧地域自立支援協議会へつながる活動、⑨専門性向上の取り組み（研修活動、スキルアップの取り組み)、⑩ケアマネジメント、以上がポイントとなる。
　これらのポイントについては良いとか悪いとこの研究会議で判断するのではなく、各地域の自立支援協議会で議論をするポイントとして提示することを目的とする。各自立支援協議会で地域ごとのローカルルールが作成され、最終的に、地域自立支援協議会独自の評価指標が作成できると考えられる。
　以上の議論から、これらのポイントを地域自立支援協議会の委員として、どのように質問し、どのように評価するかという視点で、専門委員の方にご提案いただくことになった。また、これらのポイントが最終的に自立支援協議会の６つの機能の評価にもなるのではないかという指摘もあった。

２．ケアマネジメント様式（サービス利用計画作成費に関する書式一式）開発
（１）作成した様式の報告
　事務局で作成した様式について議論した。しかし、アセスメント様式のみ提示したため、ケアマネジメントの展開を意識した場合、不十分であるという指摘があった。

（２）次回までの課題
　次回までに流れを意識したインテーク、アセスメント、プランニング、モニタリングの様式一式を提示できるようにすることが確認された。

第３回専門委員会議事録要約版　日時：2009 年 11 月 29 日　於：戸山サンライズ
１．事業評価指標の開発
（１）研究意義の再確認
　地域自立支援協議会で議論する事業評価指標を作成する意義について再度確認した。１自治体に１つしか事業所がない場合と１自治体に複数事業所がある場合では、必要性、使い方等違いがあると考えられるが、最低限の事業所評価指標を示すことにより、地域自立支援協議会それぞれの地域特性にあった議論が展開されると考えられる。

（２）具体的な評価指標項目について
　次に、前回、議論した地域自立支援協会で相談支援事業所を評価するためのポイント、①相談件数（何をもって相談とするか)、②属性の内訳、③相談経路、④相談方法、⑤相談内容、⑥相談頻度、⑦相談対応（どのように対応しているか)、⑧地域自立支援協議会へつながる活動、⑨専門性向上の取り組み（研修活動、スキルアップの取り組み)、⑩ケアマネジメントについて、各委員より提出された具体的な評価指標について議論した。
具体的には、地域自立支援協議会の委員として、どのように質問し、どのように評価するかという視点で作成されたものであったが、相談の定義そのものが定まっていない現状では難しいということとなった。そのため、ミラクルＱに記録するもの、ミラクルＱでの相談１件を相談１件とすることが確認された。また、相談対応の部分について、直接支援や終結については今後議論をして本研究会の見解を示す必要性が確認された。今後、報告書にまとめていくことも考え、項目を精査して、再度提出していただくこととなった。

（３）研究方法について
　評価指標の報告の際、研究方法についてもいくつか提案をいただいた。評価指標を作成する、公表する上で、何らかの根拠が欲しいという発言もあり、ミラクルＱを使用している地域に数字の読み方についてヒアリングする等の提案があったが、時間が無く結論を出すには至らなかった。

２．ケアマネジメント様式（サービス利用計画作成費に関する書式一式）開発
（１）作成した様式の報告
　事務局で作成したケアマネジメント様式について議論した。前回はアセスメント様式のみの報告であったが、今回は、ケアマネジメントの展開を意識し、アセスメント以外の段階も踏まえた様式を作成した。様式については、大まかにこの内容で良いということが確認された。また、行政がどこまで必要かという議論では、４、５の書式を行政に提出するべきではないかという点が確認された。

第２回検討委員会議事録要約版　日時：2009 年 11 月 29 日　於：戸山サンライズ
１．事業評価指標の開発
（１）事業評価指標の説明
　各委員より提出いただいた事業評価指標について説明をいただき、議論した。ケアマネジメントを項目に上げるかという点が議論となり、この点については保留となった。

（２）事業評価指標の使用方法について
　次に、事業評価指標をどのように使用するのかという点が議論となった。まず、基本的には地域自立支援協議会で相談支援事業所から上がった数字を意味づけする作業の必要性と数字の読み方ガイド（説明書）の重要性が確認された。また、評価指標の在り方として、この事業評価指標は外部評価という位置づけなのか、内部評価という位置づけなのかという点が議論となった。外部評価の場合はマニュアル化しており、客観的な指標が求められるが、内部評価の場合は指針や方向性が多いということが指摘された。

（３）研究方法
　今後、事業所評価指標を整理するため、研究方法として具体的にどのようにヒアリング調査をするかが議論となった。
まず、事業所を対象とするのか、地域自立支援協議会を対象とするのかが確認された。また、事業所評価をしていることを聞くのか、数字の意味づけを行っていることを聞くのかかが確認された。基本的には、ミラクルＱを導入している地域を想定し、ミラクルＱのデータの読み方について実際にどのようにしているのか等をヒアリングすることが望ましいと考えられた。

２．ケアマネジメント様式（サービス利用計画作成費に関する書式一式）開発
（１）作成した様式の報告
　事務局で作成した様式について議論した。具体的な様式の表現についていくつか指摘があった。また、様式４、５のみを統一することが可能かという指摘もあり、今後は、アドバイザーの高原専門官と菊本検討委員長で検討することとなる。

３．今後の予定
第４回専門委員会　日時：１月 11 日 13 時 30 分から　場所：東洋大学朝霞校舎
第５回専門委員会　日時：２月 13 日 10 時 30 分から　場所：川越
第３回検討委員会　日時：２月 13 日 14 時から　　場所：川越

第４回専門委員会議事録要約版　日時：2010 年１月 11 日　於：東洋大学朝霞キャンパス
１．事業評価指標の開発
（１）評価指標項目について
　まず、専門委員より提出いただいた評価指標項目を確認した。重複している部分や表現方法などについて、全体を通して事務局で整理することとなる。また、議論の内容としては、事業評価指標をどのように使ってもらうのかという点が中心であった。最終的には、地域自立支援協議会の中で、話し合うことのできる道具として、相談支援事業所としては内部評価の軸として、地域自立支援協議会では外部評価の軸として利用できるのではないかということでまとまった。しかし、実態としては地域自立支援協議会が機能していない地域もあることを踏まえ、報告書の中で、地域自立支援協議会と相談支援事業所との関係性や評価指標項目の必要性について記述することとなる。

（２）研究方法について
　研究方法として、ヒアリング調査を行うこととなる。ヒアリング調査の目的としては、作成した事業評価指標の検証があげられる。そのため、事業評価を行っている地域が候補地となる。また、ミラクルＱを使用する際には、相談件数についての事業所間のすりあわせが必要なことからミラクルＱを使用している地域も対象とした。具体的には、ミラクルＱ使用地域として、藤沢市、高松市、小豆島町、埼玉県比企郡、川越市が候補となる。ミラクルＱを使用していない地域として、高知県の自治体、大村市、札幌市が候補となる。調査については、事前に資料を送り、電話で行う予定となる。

２．報告書について
（１）構成と執筆担当
　大まかには、事業評価指標とケアマネジメント様式の２部構成を予定する。詳細な執筆担当者は別途資料参照。

（２）配布先と作成部数
　報告書は、都道府県に配り、都道府県から各市町村に配ってもらうように依頼することとなる。2100 部作成を予定。

（３）スケジュール
　次回の検討委員会、専門委員会で大まかな案を提出し、原稿締め切りを２月中旬に設定、３月下旬発行とする。

第5回専門委員会議事録要約版　日時：2010年2月13日　於：東上パールビルジング

１．事業評価指標の開発

（１）事業評価指標項目の検討について

　前回、専門委員より提出いただいた事業評価指標項目について、事務局で文言等を整理し、事業評価指標項目一覧表を作成し、それをもとに再度、検討した。

この一覧表は、相談件数、相談支援の普及、相談主旨の内訳、相談方法、相談件数の内訳（内容別）、相談件数の内訳（頻度別）、相談件数の内訳（対応別）、地域自立支援協議会に繋がる活動、専門性向上の取り組み、サービス利用計画作成費などの大項目毎に、想定される実績項目、視点やポイント、自立支援協議会における確認内容と方法、備考という項目でそれぞれをまとめたものである。

議論の内容としては、直接支援、支援の終結など、いままで不明確であったが重要と思われる支援について、ある程度の見解を示した。また、重複する項目や地域自立支援協議会で検討する際に重要な項目と考えられる新たな項目として、地域性や事業所ごとで相違する点が考えられた。そこで、事業所のフェイスシートを新たに設け、その項目に地域性などを設定した。

（２）研究方法について

　研究方法としては、前回、ヒアリング調査を行うとしていたが、研究事業の性格から、事業評価指標の項目の妥当性を検証する必要性が考えられた。そのため、ある程度の事業所数からの意見を把握する方が意義深いということになった。そこで、全国20箇所の委託相談支援事業所に対して、事業評価指標項目の検討を依頼することとなった。

２．報告書について

（１）構成と執筆担当

　構成と執筆担当者について一部修正したものを確認した。

（２）配布先と作成部数

　報告書は、都道府県に配り、都道府県から各市町村に配ってもらうように依頼することとなる。2100部作成を確認。

第3回検討委員会議事録要約版　日時：2010年2月13日　於：東上パールビルジング

１．事業評価指標項目の開発

（１）事業評価指標項目の検討について

　最初に、専門委員会で今まで検討してきた事業所評価指標の項目について事務局より説明がなされた。その後、検討委員よりいくつかの文言について検討した。特に、支援の終結については再度議論が行われ、一定の見解を示すことになり、ニーズごとに整理することが確認された。また、第5回専門委員会で修正されたその他の項目についても、再度検討され、項目の精査を行った。

また、この事業評価指標項目に合わせた報告様式の開発が必要になり、開発することとなった。

（２）研究方法について

　研究方法としては、前回、ヒアリング調査を行うとしていたが、研究事業の性格から、事業評価指標項目の妥当性を検証する必要性が考えられる。そのため、ある程度の事業所数からの意見を把握する方が意義深いということになった。そこで、最終的には、評価指標項目の修正のチェックを専門委員に修正版について、全国20箇所の委託相談支援事業所に対して、事業評価指標項目の検討を依頼することとなった。

２．報告書について

（１）構成と執筆担当

　構成と執筆担当者について一部修正したものを確認した。構成については、いくつかの修正が行われた。

（２）配布先と作成部数

　報告書は、都道府県に配り、都道府県から各市町村に配ってもらうように依頼することとなる。2100部作成を確認。

特定非営利活動法人埼玉県障害者相談支援専門員協会

●相談支援事業検証・振り返り（評価）ガイドラインに関する調査

■オレンジ色のセルのみご記入ください。
■シート名の変更、行・列の挿入・削除等は行わないで下さい。
■記入済みのファイルは、**2010年3月5日（金）までに、s.soudanshien@gmail.com　あてメールで送信**下さい。

■記入者情報

都道府県名	
記入者氏名	
本調査票に関するお問合せ先 E-mailアドレス	

■別紙の「相談支援事業検証・振り返り（評価）ガイドライン(案)」についてご意見をお聞かせください。

・別ファイル「相談支援事業検証・振り返り（評価）ガイドライン(案)」をご覧になり、感じたご意見を自由にお書きください。
・着眼点も参考にお書きください。

【1】「ガイドライン(案)」の全体についてのご意見。
〈着眼点〉 ・「ガイドライン(案)」の柱だては相談支援事業の実態を表現するか。 ・項目のたてかたや名付けは適切か。 ・不足もしくは過剰と思われる項目はないか。

【2】「ガイドライン(案)」の各項目についてのご意見。　すべてのセルを埋める必要はありません。ご意見の該当部分のセルをご記入ください。

		項目や指標の設定に関するご意見 〈着眼点〉 ・各項目は障害者相談支援事業の実態を表現するか。 ・項目のたてかたや名付けは適切か。 ・各項目を表現するための指標(報告項目)は適切	項目をみる視点やポイントに関するご意見 〈着眼点〉 ・視点やポイント設定のしかたは適切か。 ・視点・ポイントの内容を各報告項目から読み取ることができるか。 ・各項目の詳細な指標設定は適切か。	項目の読み解きかたに関するご意見 〈着眼点〉 ・「自立支援協議会における確認内容と方法」に関するご意見。 ・備考欄についてのコメントも含めお書きください。
Ⅰ	相談件数			
Ⅱ	相談支援の普及			
Ⅲ	相談主旨の内訳			
Ⅳ	相談方法			
Ⅴ	相談件数の内訳（内容別）			
Ⅵ	相談件数の内訳（頻度）			
Ⅶ	相談件数の内訳（対応別）			
Ⅷ	地域自立支援協議会に繋がる活動			
Ⅸ	専門性向上の取り組み			
Ⅹ	サービス利用計画作成			
	事業所フェイスシート			

調査は以上ですべて終了です。ご協力ありがとうございました。

現場からの発想、現場での設計に基づく

障害者相談支援業務サポートシステム

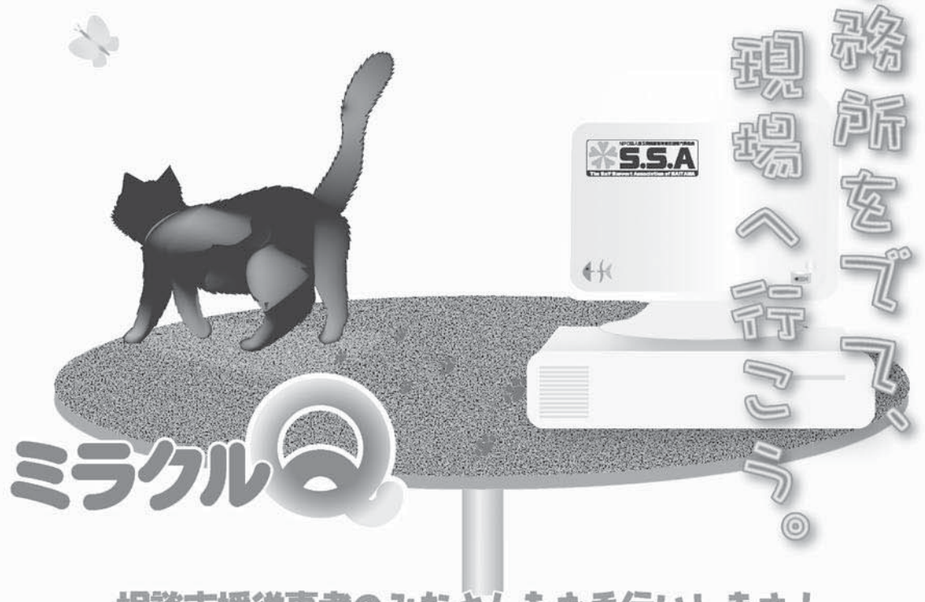

相談支援従事者のみなさんをお手伝いします！

書類作成のためだけでなく、業務のお手伝いするためのシステムです。

かんたん
・操作が簡単。ユーザの教育コストが削減できます。
・日常業務の流れに沿って予定と業務記録を書くだけで、業務管理が可能。ホームページをみたり、Webアンケートにこたえる感覚で使えます。
・同じ内容は一度入力すればOK！重複入力を解消。

あんしん
・専門家が設計に加わった安心安全なシステム。こわれません。
・セキュリティ・個人情報保護対策は万全です。
・複数のパソコンから同時に使えます。ユーザ毎に管理できます。

べんり
・大変だった名簿管理・データ集計が簡単手早く。
・スケジュール管理ソフトとしても使えます。
・相談受付票や個人台帳を簡単作成、キレイに印刷。
・地域自立支援協議会や行政への報告書など簡単作成。
・アセスメントや個別支援計画作成を支援(順次機能追加予定)。

しんらい
・最新の業務や主訴、見立て等の項目仕分けを搭載！
全国各地で使われている様式をもとに各地から集った専門委員が精査。※
・現場の相談員の声をていねいに盛り込みました。
・地域自立支援協議会活性化の道具としても使えます。
※本ソフトウエアは、当協会の実施する「平成20年度厚生労働省障害保健福祉推進事業・相談支援実績集計指標開発による自立支援協議会活性化事業」の一環として作成されたものです。

このソフトウエアは、企画・設計から、なんと開発まで、すべての過程を
障害をもつ人の支援に直接関わる人たちがつながり、手作りしたものです。

ASP（Application Service Provider）サービスとは・・

一方、フリー版では・・・

- ユーザーご自身で、PC、ソフト、データの管理を行う必要があります。
- PC故障時のリスクを考え、定期的にデータのバックアップを取る必要があります。
- バックアップを行ったデータを管理しておく必要があります。
- 複数台、複数人での利用の場合には、PC、ネットワークスキルのある方にソフトの設定を行っていただく必要があります。
- ただし、ソフト使用にあたり、費用は発生しません。

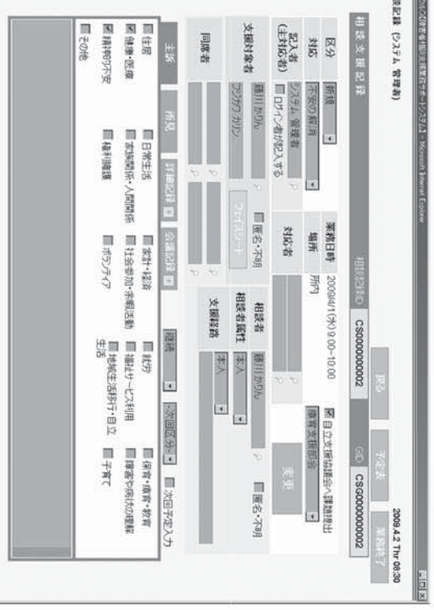

●入力画面例　業務記録登録

●入力画面例　個別支援会議記録

●入力画面例　相談支援記録

●入力画面例　スケジュール管理

●入力画面例　フェイスシート

現場からの発想、現場での設計に基づく
障害者相談支援業務支援システム

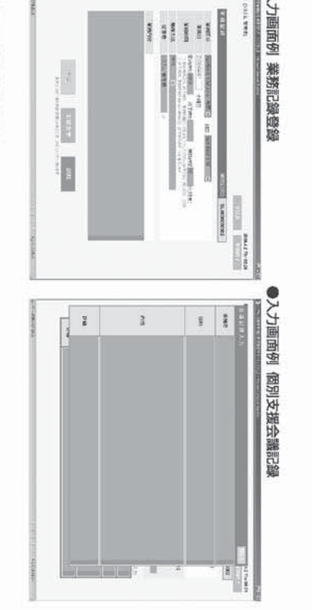

システム構成一覧

●スケジューリングシステム
●業務記録システム
●相談支援記録システム
- 個別支援(経過)記録システム
- 個別支援会議記録システム
- 相談者(支援対象者)管理システム
- 支援対象者台帳システム

●帳票作成システム
- 相談受付票、個人台帳等各種帳票 ※1
- 相談支援実績報告、地域自立支援協議会への報告作成 ※1
- 情報提供用資料の作成、各種統計データ ※2

※1 業務記録データより自動作成
※2 順次実装予定

標準推奨構成

●ハードウエア
OS：Microsoft WindowsXP SP2 以降推奨 (Windows7でも動作します。)
メモリ：512MB以上推奨

●ソフトウエア
ブラウザ：Internet Explorer6以降推奨
本ソフトウエアは、パソコンの中にMySQL5.1(+ODBC)をインストールします。
※システム構成によって異なる組合せがあります。
またWebページの方式、上記以外の環境下での利用も相談に入れることができます。

●2種類の利用形態があります。

	費用	サポート	入手方法
フリーソフト版	無料	無※1	インターネットからダウンロード
ASP版	有料	有	専用ソフトは必要なし※2

※1　初期導入支援はありません(有償)
※2　ブラウザとインターネット環境が必要。

お問い合わせ
特定非営利活動法人
埼玉県障害者相談支援専門員協会（S.S.A）
〒350-2202　埼玉県鶴ヶ島市五味ヶ谷545-8
TEL: 080-6680-0720　FAX: 049-271-0998
E-mail: G@kuroneko.or.jp(ミラクルQ専用)

NPO法人埼玉県障害者相談支援専門員協会
S.S.A
The Self Support Association of SAITAMA

本ソフトに関する詳細は、下記サイトからどうぞ。
http://www.muse.dti.ne.jp/ssa/

SSAは、埼玉県内の障害者相談支援に携わる者の組織化をすすめ、研修や調査などを行い、その資質の向上を図るNPO法人です。
行政と民間、様々な職種や事業所、地域住民等との協働体制の構築により、障害者の地域生活の向上に寄与することを目的としています。

ASP版とフリー版の比較

比較項目	ASP版	フリー版
複数台のPCからの複数人での同時利用	◎ 複数PC複数人数より同時利用可能	△ 標準設定では、ネットワークでの利用は不可 （PC、ネットワークにスキルのある方による設定変更で、利用可能になります）
登録されたデータの安全性	◎ PC内には一切データが残らず、全てサーバー上に記録されるため、部外者等のアクセスは皆無になり、安全です。	○ PC内部にデータが記録されるため、PC本体の管理が重要になります。
使用するPCの環境 （ソフトウェアのインストール等）	◎ インターネットへの接続環境と、PC標準のブラウザのみでシステムを利用することが出来ます。	△ ソフトウェア及び、データベースのインストールが必要になります。また、インストール時には、PCの管理者権限が必要になります。
ソフトウェア利用時の安全性 （データ通信等）	○ インターネットにより、サーバーとの通信が発生しますが、暗号化されたデータになるため、他人から覗き見られることは、ありません。	◎ 利用者のPC内のみで、外部への通信は発生しないため、安全です。
登録されたデータの管理 （データのバックアップ等）	◎ システム管理側で、日時でのデータバックアップを実施します。利用者様の作業は発生しません。	△ 利用者様で独自に実施、データ管理を行っていただきます。
ハードウェア、システムの保守	◎ 運営会社にて、保守、メンテナンス等を実施します。実施時には、利用者様への連絡が為されますが、作業は発生しません。	△ 利用者様で独自に実施していただきます。
ソフトウェアの更新 （機能追加、機能修正等）	◎ 機能追加、修正等は、運営会社側でインストールされるため、利用者様の作業は発生しません。 新機能や修正版が、簡単にご利用いただけます。	△ 機能追加、修正モジュール等は、利用者様でインストールしていただきます。また、インストールに関するサポートはありません。
PC以外からのアクセス （携帯電話、モバイル端末によるアクセス）	○ 機能が限定されますが、ご利用が可能です。	× アクセスはできません。
システム利用にかかる費用	△ 機械の維持・管理やサポートなどのため、システム利用料金が発生します。	◎ フリー版のため、発生しません。
システムサポート	○ 電話、メール等でのサポートが受けられます。 （サポート業務時間内に限ります）	× フリー版でのサポートはありません。

このほか、ASP版にしかない便利な機能がいくつかあります。
○ 帳票のpdfへの出力　○ 日報形式での実績入出力　○ 検索機能の強化　など
また不具合は随時修正可能なほか、ご要望の多い機能改善やについてはできる限り対応いたします(ユーザによる更新作業は不要です)。

ASP版　ご利用に当たっての注意事項（補足）

サービス利用にあたり、従事者個人ごとにID、パスワードを発行します

発行されたID、パスワードにより、従事者個人を特定します。他人との貸し借り等は厳禁です。
また、ID、パスワードの管理は、従事者個人に移管されますので、管理の徹底が必要です。
パスワードの紛失等が発生した場合には、速やかにシステム管理責任者へ連絡を取り、ID、パスワードの再発行等を受けてください。
（全ての利用事業所内に、サービス利用のシステム管理責任者を設定させていただきます。）

インターネットへの接続環境があれば、どこからでもサービスを利用できます

事業所外でも、インターネットにつながっている機器(PCや携帯、PHS等)からサービスを利用することができます。
ミラクルQは、利用した端末(PCや携帯電話など)にはデータが残らない仕組みですので、安心してご利用ください(安全な利用にむけた研修も承ります)。
しかし、インターネットカフェ等不特定多数の利用しているPCやWinnyなどのソフトの入っているPCからの利用は避けてください。
（使用したPCにデータ読取ソフトなど、悪意のあるソフトがインストールされている場合、入力したデータを他人に読み取られてしまう場合があります）

サービス品質の向上のために、定期的なメンテナンスが行われます

運営会社側で、サーバー機の保守、メンテナンス等により、一時的にシステムの利用ができなくなる場合があります。
保守・メンテナンスは利用頻度の少ない時に実施しますが、実施する際は、運営会社より、利用者様へ事前にご通知いたします。

インターネット接続は、プロバイダからの情報も確認をしてください

インターネットには、NTTなどの回線事業者およびプロバイダ（通信事業者）との契約により接続されています。
インターネット回線が利用できない状況が発生した場合、本ソフトウェアへのアクセスもできなくなります(:例: 通信事業者の工事等により)。
（予定された保守等で通信できなくなる場合は、契約先のプロバイダなどから通知があります。ご確認をお願いいたします。）

現場からの発想、現場での設計に基づく

障害者相談支援業務サポートシステム

ミラクルQ ASP

相談支援従事者のみなさんをお手伝いします！

書類作成のためだけでなく、業務のお手伝いをするためのシステムです。
業務日誌を中心として、相談者のフェイスシート、相談記録、会議記録などを簡単に作成、データ化し蓄積できます。
スケジュール管理ソフトとしても使え、自立支援協協議会や行政への報告書などを簡単に作成できます。

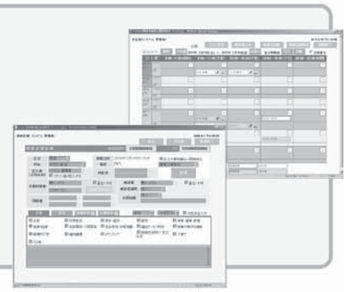

ASPだから・・・

※ASPとは、Web（インターネット）を経由して、ソフトを利用するサービスです。
多くのソフトは、利用するパソコンの中にそれぞれのユーザがインストールして使いますが、ASPの場合、ユーザはソフトをインストールする必要がありません。
ホームページを閲覧する感覚で利用することができます。

インストールする手間がほとんどかかりません。
- 自分の事業所でパソコンの更新をしても更新作業はほとんどありません（インターネットにつながればすぐ使えます）。
- 保守をする手間が全くかかりません。

保守をする手間が全くかかりません。
- 専門の事業者が24時間365日保守を行います。
- 技術サポートが電話等で受けられます。

システムを冗長化しているため、データが失われるリスクが極めて小さくなり、故障によりシステムが使えないリスクも減ります。

端末にデータが全く残らないため、ユーザによる情報漏洩や情報持ち出しがほぼ不可能になります。

携帯やモバイル端末からもアクセス可能です。

システム構成一覧

- ●スケジューリングシステム
- ●業務記録システム
- ●相談支援記録システム
  - ・個別支援（経過）記録システム
  - ・個別支援会議記録システム
  - ・相談者（支援対象者）名簿管理システム
  - ・支援対象者台帳システム
- ●帳票作成システム
  - ・相談受付票、個人台帳
  - ・相談支援実績報告書、地域自立支援協議会への報告書
  - ・情報開示用資料作成、各種統計データ作成

標準推奨構成

●ハードウェア
OS：Microsoft WindowsXP SP2 以降（Windows7 でも動作します）
メモリ：512MB 以上

●ソフトウエア
ブラウザ：Internet Explorer6 以降、Firefox3 以降

■お申込み・お問い合わせ

SSS INC.

株式会社エス・エス・エス http://www.3si.co.jp
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷２丁目2-18 青山坂入ビル 3F
TEL：03-5485-7391 ／ FAX：03-5485-7392
E-mail：info@3si.co.jp
担当：大垣

ミラクルQ（ASP）Webサイト　https://www.miracle-q.jp

ミラクルQ（ASP）は、埼玉県障害者相談支援専門員協会（S.S.A.）の監修により、株式会社エス・エス・エスが開発・運営するASPサービスです。

委　員

◆ 委	員	清水剛一	県行政	長野県社会部障害福祉課
◆ 委	員	野村政子	市町村行政	埼玉県行田市
◆ 委	員	武市幸子	相談支援	高知市社会福祉協議会
◆ 委	員	山下浩司	相談支援	長崎県大村市社会福祉協議会
◆ 委	員	佐藤光正	学識者	駒沢大学文学部 社会学科　社会福祉学専攻
◆ 委	員	山本信二	市町村行政	さいたま市保健福祉局福祉部 障害者総合支援センター
◆ 委	員	橋詰正	相談支援	上小圏域障害者総合支援センター
◆ 委	員	吉田展章	相談支援	藤沢市地域生活支援センターおあしす
◆ 委	員	武田康晴	学識	華頂短期大学社会福祉学科
◆ 委	員	大久保薫	相談支援	南9条通サポートセンター
◆ 助　言　者		小澤温	学識者	東洋大学ライブデザイン学部
◆ オブザーバー		高原伸幸	厚労省専門官	厚生労働省
◆ オブザーバー		高森裕子	シンクタンク	三菱総合研究所
◆ SSA事務局		遅塚昭彦	県行政	埼玉県社会福祉課
◆ SSA事務局		藤川雄一	相談支援	ねこのて
◆ SSA事務局		広沢昇	県行政	埼玉県越谷保健所（現 草加）
◆ SSA事務局		高谷昇	相談支援	東松山市総合福祉エリア
◆ SSA事務局		丹羽彩文	相談支援	社福昴ハロークリニック
◆ SSA事務局		日野原雄二	相談支援	相談支援センターともいき
◆ SSA事務局		相馬大祐	大学院生	東洋大学
◆ SSA事務局		斉藤直子	事務	社福育心会
◆ SSA事務局		矢野晶子	相談支援	相談支援センターともいき
◆ 検討委員長		菊本圭一	相談支援	SSA代表

地域自立支援協議会における相談支援検証ガイドラインミラクルブック

平成21年度障害保健福祉推進事業
相談支援事業評価指標開発による自立支援協議会活性化事業報告書

発行：平成22年3月31日

特定非営利活動法人 埼玉県障害者相談支援専門員協会
〒350-2202 埼玉県鶴ヶ島市五味ヶ谷545-8
TEL：080-6680-0720　FAX：049-271-0998
e-mail　s.soudanshien@gmail.com　　http://www.muse.dti.ne.jp/ssa/